

御代田町災害廃棄物処理計画

令和3年3月

御 代 田 町

目 次

第1章 総則.....	1
1-1 計画策定の背景・目的.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画対象.....	3
1-4 災害廃棄物処理に関する基本方針.....	4
第2章 計画条件.....	5
2-1 地震.....	5
2-2 風水害.....	8
2-3 火山災害.....	8
2-4 災害廃棄物の種類.....	9
2-5 災害廃棄物量の推計.....	11
2-6 災害廃棄物の処理可能量.....	13
第3章 処理体制.....	15
3-1 役割.....	15
3-2 組織.....	18
3-3 協力・支援体制.....	27
3-4 住民への啓発・広報.....	31
第4章 災害廃棄物処理計画.....	33
4-1 災害規模による処理の流れ.....	33
4-2 処理目標期間.....	35
4-3 災害廃棄物の処理・処分方法.....	36
4-4 排出ルール.....	43
4-5 資機材.....	45
4-6 収集運搬体制.....	49
第5章 仮置場の開設.....	51
5-1 仮置場の選定.....	51
5-2 仮置場の必要面積.....	52
5-3 仮置場の管理・運営.....	54
5-4 環境モニタリング.....	56
第6章 し尿処理計画.....	57
6-1 し尿量の推計.....	57
6-2 し尿の収集運搬計画.....	60
6-3 し尿処理方法.....	61
6-4 仮設トイレ.....	63

第7章 実行性の確保.....	65
7-1 計画の見直し.....	65
7-2 人材の育成・確保.....	65
7-3 災害廃棄物処理事業費補助業務事務.....	66

第1章 総則

1-1 計画策定の背景・目的

(1) 背景

我が国では、東日本大震災、関東・東北豪雨、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨、令和元年東日本台風等想定を超えた自然災害が各地で発生している。これらの大規模災害で発生する多種多様な災害廃棄物の処理が、復旧・復興の大きな課題となっている。

御代田町（以下「本町」という。）は、標高 2,568 メートルの活発な活火山である浅間山（あさまやま）の南麓に位置している。浅間山は 1108 年と 1783 年に大規模噴火による被害発生記録があり、明治末期から昭和 30 年代にかけ継続的に噴火が発生している。また、浅間山付近では大正元年にマグニチュード 5.7、上田付近でも同年マグニチュード 5.1 の地震が発生、群馬県嬬恋村では大正 5 年にマグニチュード 6.2、北御牧村（現東御市）で昭和 61 年にマグニチュード 4.9 の地震が発生している。

こうした地勢及び災害履歴を考慮し、防災に関する基本的事項を定め、住民生命、身体及び財産の被害から保護することを目的として「御代田町地域防災計画」を昭和 38 年に策定し、平成 31 年 3 月に更新している。

一方、環境省では平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び災害対策基本法を改正し災害時の特例措置を定める等の法整備を進めている。

また、長野県（以下「県」という。）では、平成 28 年 3 月に「長野県災害廃棄物処理計画」を策定し、県における災害廃棄物対策に係る計画を明らかにし、県内における災害廃棄物対策の強化を図っている。

これらの状況を踏まえ、災害発生時における住民生活の環境保全と地域の早期復旧・復興のため、災害廃棄物の処理について必要な事項を定めた計画の策定が求められている。

(2) 目的

本町では将来マグニチュード 9.0（震度 5 強）の南海トラフ巨大地震及びマグニチュード 8.5（震度 6 強）の糸魚川－静岡構造線（全体）の地震が発生することが想定されている。大規模地震や水害等の災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、建物被害、交通の断絶等に伴い、平常時と同じ収集・運搬・処理・処分では対応が困難であることから、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

このため、災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するとともに、住民生活の衛生確保や環境保全、地域の早急な復興に向け、強固な災害廃棄物処理体制を構築することを目的に「御代田町災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という）を策定するものである。

1-2 計画の位置づけ

本計画は「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年 3 月改定）に基づき、「長野県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月）や「御代田町地域防災計画」（平成 31 年 3 月更新）、「御代田町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画見直し」（平成 28 年 3 月）等の関連計画との整合を図り、本町の災害廃棄物対策について基本的な考え方を示すものである。

本計画の位置付けを次に示す。

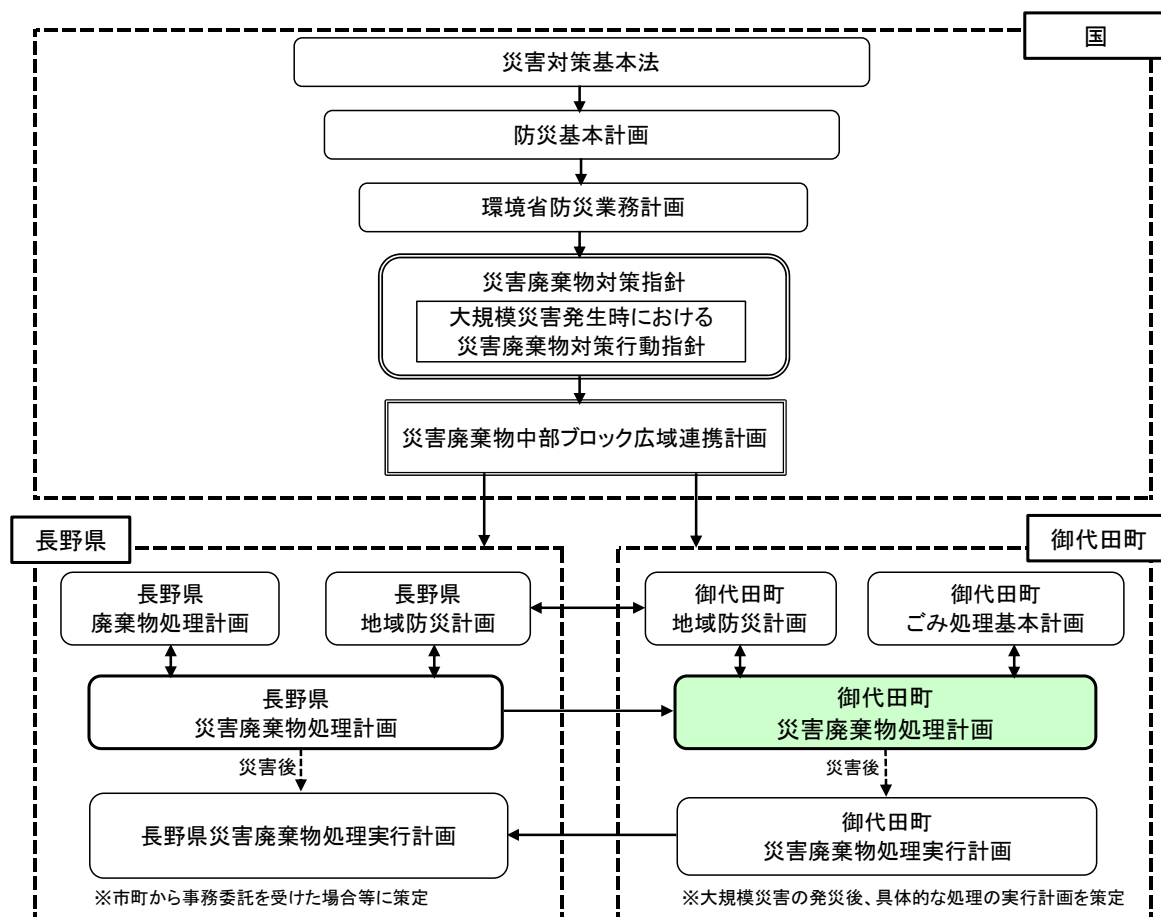


図 1-1 災害廃棄物処理計画の位置づけ

1-3 計画対象

本計画の対象地域は、御代田町全域とする。

本計画で対象災害は、地震の他に風水害、浅間山の噴火が考えられるが、本地域では地震に比べて風水害の被害や噴火による降灰は一部の地域に限定されると予想される。そのため、本計画では地震に伴う被害を中心に扱い、風水害、噴火については地震災害への対処と同様に対応する。

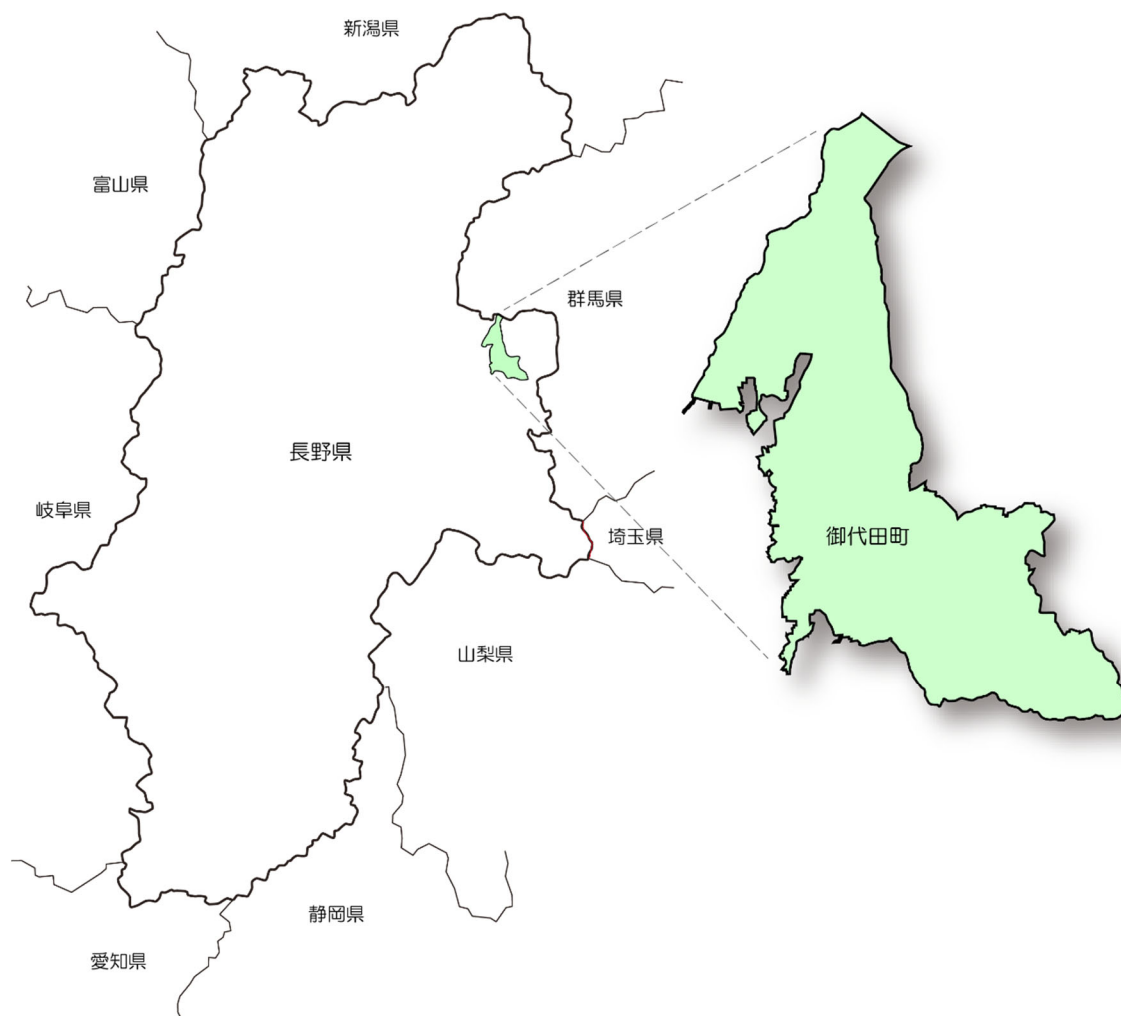


図 1-2 対象地域の位置図

1-4 災害廃棄物処理に関する基本方針

方針1：資源化・減量化の推進

災害廃棄物については、分別と選別を徹底する。可能な限り再資源化や減量化を行い、最終処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。

方針2：適正・迅速な遂行

生活環境の保全のため、災害廃棄物発生量の推計、処理に必要な資材の確保及び処理スケジュールの検討などを適正かつ迅速に遂行する。

なお、災害廃棄物処理は、可能な限り短期間での処理を目指し、大規模な災害であっても3年以内での処理を目標とする。

方針3：処理施設の確保

組合の処理施設を最大限利用して処理を行うことを優先する。処理期間内に処理できない場合は、仮設処理施設による処理や広域処理を活用する。

第2章 計画条件

2-1 地震

(1) 想定地震

県では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を教訓として、平成14年3月「長野県地震対策基礎調査報告書」を策定し、平成27年3月「第3次長野県地震被害想定調査報告書」を公表した。これによると、県内の各地域で発生のある大規模地震として10ケースの内陸型地震と海溝型地震が想定されている。

この10ケースの想定地震の中で、本町における震度が最も大きいのは、「糸魚川－静岡構造線（全体）」及び「南海トラフ巨大地震」の5強である。

本計画に関する想定地震の諸元、想定地震の位置図を次に示す。

表 2-1 想定地震の諸元

想定地震	震源諸元	マグニチュード (Mw)	本町における 最大震度	長さ (km)	位置等
① 長野盆地西縁断層帯		7.8	5弱	58	飯山市～長野市
② 糸魚川－静岡構造線断層帯(北側)		8	4	84	小谷村～松本市
③ 糸魚川－静岡構造線断層帯(南側)		7.9	5弱	66	安曇野市～富士見町
④ 糸魚川－静岡構造線断層帯(全体)		8.5	5強	150	小谷村～富士見町
⑤ 伊那谷断層帯(主部)		8	4	79	辰野町～平谷村
⑥ 阿寺断層帯(主部南部)		7.8	4	60	岐阜県中津川市(旧山口村)～岐阜県下呂市
⑦ 木曽山脈西縁断層帯(主部北部)		7.5	4	40	木曽町～南木曽町
⑧ 境峠・神谷断層帯(主部)		7.6	4	47	松本市～伊那市
⑨ 想定東海地震		8	5弱	－	－
⑩ 南海トラフ巨大地震		9	5強	－	－

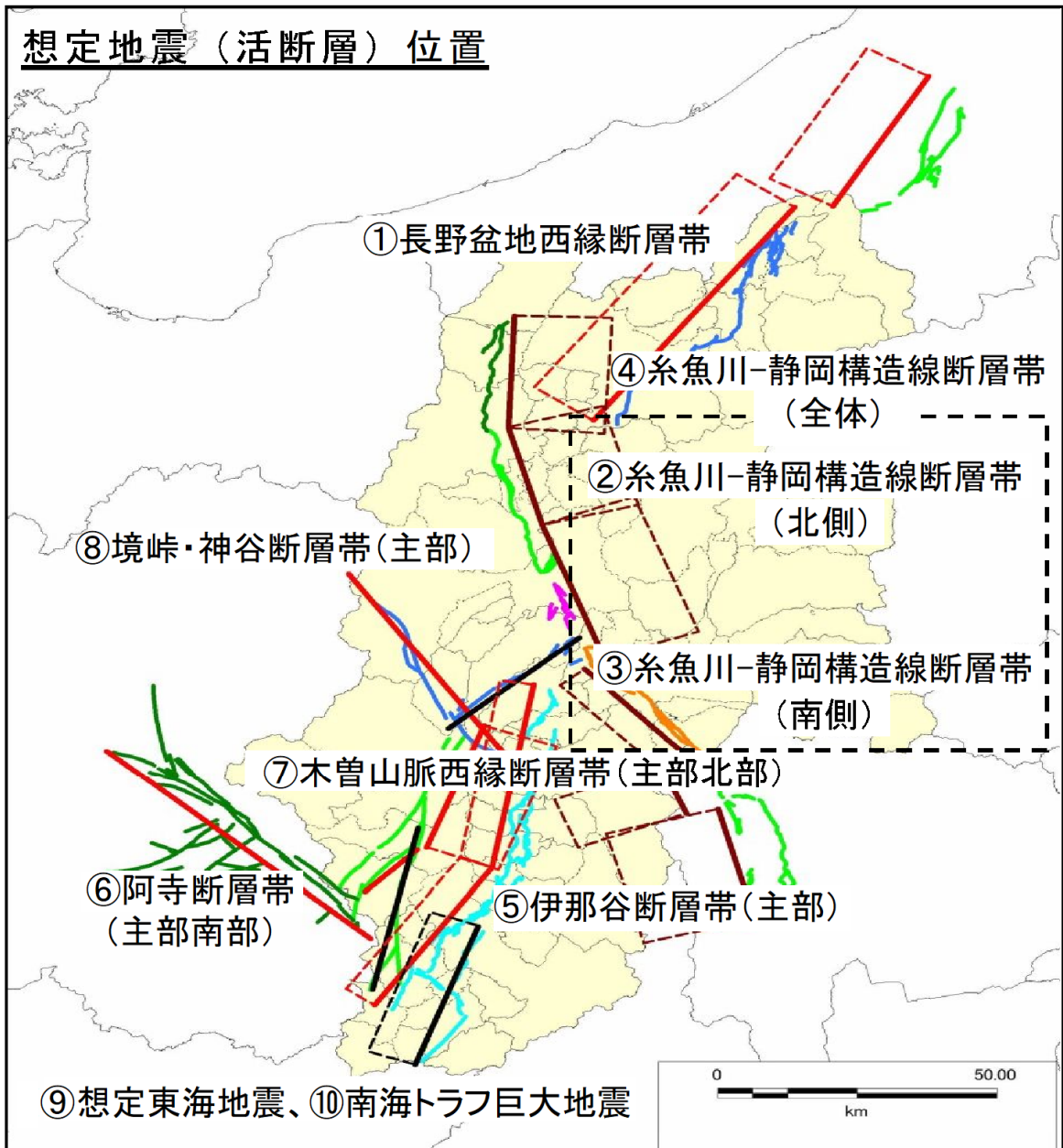


図 2-1 想定地震の位置図

(2) 被害想定結果

被害想定については、長野県地震被害想定調査（平成 27 年 3 月）または御代田町地域防災計画（平成 31 年 3 月更新）に基づき、本町において最大震度の地震が発生した際の被害想定を次に示す。本町では最大震度においても被害はほぼ無いと想定される。

表 2-2 地震の被害想定

建設被害(棟) 想定条件	全壊				半壊			焼失	合計	
	液状化	揺れ	断層変位	土砂災害	液状化	揺れ	土砂災害	火災	全壊・焼失	半壊
冬18時、強風時	0	0	0	*	0	*	*	0	*	*

*わずか

避難者数(人) 想定条件	避難所				避難所外			
	1日後	2日後	1週間後	1か月後	1日後	2日後	1週間後	1か月後
冬18時、強風時	*	30	10	*	*	30	10	*

*わずか

2-2 風水害

本町では、1級河川として湯川、濁川及び繰矢川の3河川、準用河川として久能沢川、滝沢川及び重の久保川の3河川があり、雨水排水路としての機能を有している。これらの河川は、地形が沢状であることから、都市施設への浸水被害をほとんど起こしていない。しかし、いずれの河川も急勾配で狭小であることから、豪雨時の氾濫の危険性は否めない状況である。

地域防災計画では風水害により、被災する建物の棟数や人数を設定していないことから、災害廃棄物対策に関しては、地震による被害想定に基づく被害に準拠する。

2-3 火山災害

県内には、概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山（活火山）が6つあり、火山災害による大きな被害が懸念される。

本町における火山災害の発生の恐れがある火山災害警戒地域を次に示す。

地域防災計画では火山災害により、被災する建物の棟数や人数を設定していないことから、災害廃棄物対策に関しては、地震による被害想定に基づく被害に準拠する。

表 2-3 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）

火山名	県名	市町村名
浅間山	長野県、群馬県	長野県:佐久市、小諸市、軽井沢町、御代田町、 群馬県:長野原町、嬬恋村

※長野県地域防災計画（令和2年3月31日修正現行計画）

2-4 災害廃棄物の種類

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震災害、風水害、その他の自然災害によって、自宅内にある被災したものを片付ける時に発生（片付けごみ）もしくは損壊家屋の撤去等に伴い発生する廃棄物、避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ、し尿等）とする。本計画で対象とする廃棄物を次に示す。

表 2-4 対象とする廃棄物

種 類		説 明	
生活ごみ		家庭から排出される生活に伴うごみ	
避難所ごみ		避難所から排出される可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	
し尿		仮設トイレ等からのくみ取りし尿等	
災害廃棄物	可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物	
	不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した廃棄物	
	建設木くず	柱・はり・壁材等の廃木材	
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの	
	コンクリートがら等	瓦、コンクリート壁材、コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等	

種 類		説 明	
災害廃棄物	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	
	廃家電(テレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫)	被災家屋から排出される家電 4 品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	
	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される家電 4 品目以外のその他の家電製品及び小型家電等で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物や食品、水産加工工場、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など	
災害廃棄物（処理困難物）	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類等の危険物等	
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車。ただし、処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。	
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレス、廃タイヤ等の組合の施設では処理が困難なもの、石膏ボード、農機具(災害により被害を受け使用できなくなった農機具)等	

出典：災害廃棄物対策情報サイト「災害廃棄物の種類」（環境省）より作成

2-5 災害廃棄物の推計

本町では最大震度においても被害はほぼ無いため、本項では被害が発生した際の災害廃棄物の推計方法を示す。

(1) 災害廃棄物発生量

災害廃棄物の発生量の推計は、発生原単位に損壊家屋等の被害棟数を乗じることで算出する。

表 2-5 災害廃棄物の推計方法

$$Y = X_1 \times a + X_2 \times b + X_3 \times c + X_4 \times d$$

Y：災害廃棄物の発生量（t）

X_1 、 X_2 、 X_3 、 X_4 ：損壊家屋等の棟数

1：全壊、2：半壊、3：床上浸水、4：床下浸水

a、b、c、d：発生原単位（t/棟）

a：全壊、b：半壊、c：床上浸水、d：床下浸水

	発生原単位
全壊	117 t / 棟
半壊	23 t / 棟
床上浸水	4.6 t / 棟
床下浸水	0.62 t / 棟

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-2】（環境省、平成 31 年 4 月 1 日改定）

(2) 避難所ごみ量

避難所ごみ量は避難者数に発生原単位を乗じて推計する。避難所ごみ量は、最大 11 kg/日（2 日後）発生すると見込まれる。

表 2-6 避難所ごみ量の推計方法

$$\text{避難所ごみ量} = \text{避難者数（人）} \times \text{発生量原単位（g/人・日）}$$

※発生量原単位：本町の家庭系ごみ発生量の実績

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-3】（環境省、令和 2 年 3 月 31 日改定）

表 2-7 本町の家庭系ごみの発生量原単位の実績

区分	単位	令和元年度
処理人口（令和元年10月1日現在）	人	15,372
家庭系ごみ	t/年	1,884
生ごみ	t/年	224
可燃ごみ	t/年	937
不燃ごみ	t/年	107
粗大	t/年	23
資源物	t/年	589
集団回収	t/年	76
有害ごみ	t/年	4
1人1日あたりごみ排出量	g/人・日	336

表 2-8 避難所ごみ量の推計結果

項 目	単位	避難所	
		2日後	1週間後
①避難者数	（人）	30	10
②発生原単位	（g/人・日）	336	336
避難所ごみ量＝①×②÷1000	（kg/日）	11	4

2-6 災害廃棄物の処理可能量

(1) 施設概要

本町における既存の処理施設の概要を次に示す。

表 2-9 既存の処理施設の概要

ごみ焼却施設	施設名称	佐久平クリーンセンター
	事業主体	佐久市・北佐久郡環境施設組合
	構成団体	佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町
	所在地	長野県佐久市上平尾2033番地
	施設類	ごみ焼却施設
	処理対象物	可燃ごみ・可燃性粗大ごみ
	竣工	令和2年11月末
	処理能力	110t/日(55t/日×2炉)
	処理方式	ストーカ式焼却炉
ストックヤード	余熱利用設備	蒸気タービン発電機(最大1,980kW)
	施設名称	御代田町ストックヤード
	所在地	長野県御代田町大字御代田2712番地1
	設置年度	平成8年3月
	年間保管量	514t/年
最終処分場	保管区分	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル類、布類、その他資源物他9種類
	施設名称	井戸沢一般廃棄物最終処分場
	所在地	長野県御代田町大字御代田2712番地1
	施設類	最終処分場
	処理対象物	不燃ごみ
	竣工	平成8年3月
	埋立面積	5,560㎡
	埋立容量	30,370m ³
生ごみ・し尿処理施設	処理方式	埋立
	施設名称	浅麓環境施設組合浅麓汚泥再生処理センター
	所在地	長野県小諸市甲1845番地
	施設類	生ごみ・し尿処理施設
	竣工	平成18年9月(平成26年12月改造)
	処理能力	生ごみ 19t/日 し尿 74kL/日 浄化槽汚泥 49kL/日 下水汚泥 33t/日
	処理方式	高負荷脱窒素処理+資源化处理(バイオガス発電・肥料)
下水処理施設	施設名称	御代田町浄化管理センター
	所在地	長野県御代田町大字御代田3029番地1
	施設類	下水処理施設
	竣工	平成8年3月
	処理能力	6,200m ³ /日
農業集落排水施設	処理方式	汚泥処理:濃縮、脱水、場外搬出 下水処理:オキシデーションディッチ法
	施設名称	草越広戸農業集落排水施設
	所在地	長野県北佐久郡御代田町大字広戸276番地1
	施設類	農業集落排水処理施設
	竣工	平成9年12月1日
	処理能力	192m ³ /日
農業集落排水	処理方式	協会-III型

(2) 処理可能量

本町のごみ焼却処理は、佐久市・北佐久郡環境施設組合の佐久平クリーンセンター（ごみ焼却施設）及び民間ごみ焼却施設にて処理している。

佐久平クリーンセンターごみ焼却施設の処理可能量は、災害廃棄物対策指針の技術資料（平成 31 年 4 月 1 日改定）に示される方法により算出できる。ここで、年間処理能力（t/年）とは、施設が一年間に処理することのできるごみ量を示し、処理可能量（t/年）とは、災害廃棄物を処理できる量として下記の式で定義される量である。

結果として、佐久平クリーンセンターごみ焼却施設の処理可能量は 1,959 t/年と想定する。

なお、処理に際しては、他の組合構成市町との調整を図ることとする。

表 2-10 廃棄物焼却処理施設の処理可能量の推計方法

処理可能量＝年間処理能力－年間処理量（実績）	
＝ 日処理能力 × 年間稼働日数－年間処理量（実績）	
出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-4】（環境省、平成 31 年 4 月 1 日改定）	

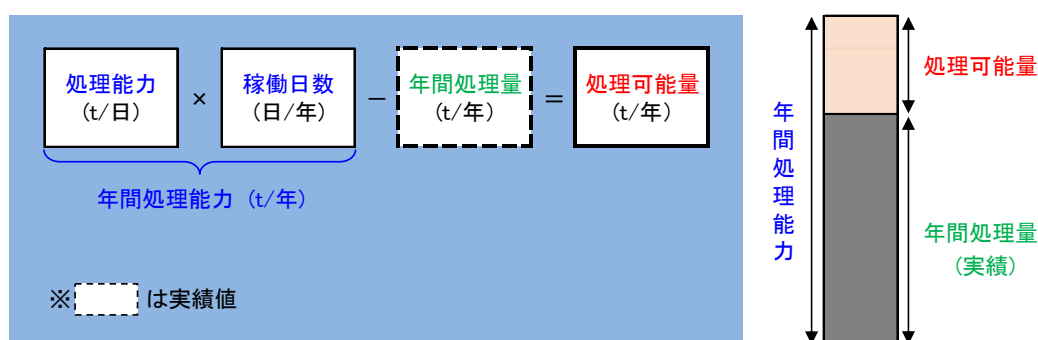


図 2-2 廃棄物焼却処理施設の処理可能量の算出方法

表 2-11 処理可能量の推計条件

項 目	設定値
災害廃棄物処理期間(年)	3
施設の計画稼働日数(日/年) ※	309
施設の計画処理量(t/年) ※	32,031

※佐久平クリーンセンターごみ焼却処理施設は、稼働開始から1年未満で処理の実績がないため、ここでは計画稼働日数及び計画処理量を採用します。

表 2-12 処理可能量の推計結果

処理施設	日処理能力	稼働日数 (計画)	年間処理量 (計画)	年間処理能力 (公称能力)	処理可能量(t)	
	(t/日)	(日/年)	(t/年)	(t/年)	1年	3年
	①	②	③	④＝①×②	⑤＝④－③	⑤×3年
焼却施設	110	309	32,031	33,990	1,959	5,877

第3章 処理体制

3-1 役割

災害廃棄物等の処理に係る組合、関係団体、事業者及び住民の役割について次に定める。

(1) 国の役割

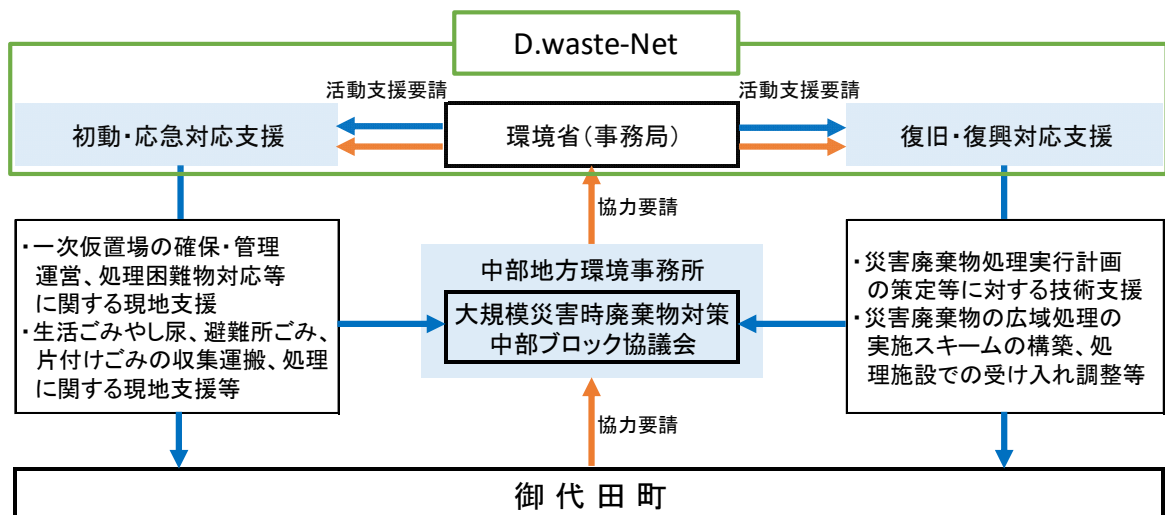
災害発生時、国の役割を次に示す。

表 3-1 災害発生時の国の役割

段 階	役 割
① 平時	・ 地方公共団体に対する助言・指導その他支援
② 初動・応急対応時	・ 県からの被害情報、災害廃棄物の発生見込量の把握 ・ 被災自治体の要請に応じた広域的な協力体制の確保 ・ マスタープランの作成（緊急災害対策本部設置時） ・ 専門家チーム（D.Waste-Net）の派遣
③ 復旧・復興時	・ 県からの情報確認、支援ニーズの把握 ・ 広域的な協力体制の継続、廃棄物処理に係る財政支援等 ・ 災害対策基本法に基づく代行処理

表 3-2 D.Waste-Net の機能・役割

段 階	内 容
平時	・ 自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援 ・ 災害廃棄物対策に関するそれぞれの対応の記録、検証、知見の伝承 ・ メンバー間での交流・情報交換等を通じた防災対応力の維持、向上 等
災害発生時	初動・応急時 ・ 専門家・技術者の派遣による、処理体制の構築、片付けごみ等の排出・分別方法の周知、仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援 ・ 一般廃棄物関係団体の被災自治体へのごみ収集車や作業員の派遣等による、収集運搬、処理に関する現地支援 等
	復旧・復興時 ・ 専門家・技術者による、被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 ・ 廃棄物処理関係団体、建設業関係団体、輸送関係団体等による災害廃棄物処理の管理・運営体制、広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受け入れ調整等に係る支援 等



出典：D. Waste-Net の災害時の支援の仕組み（環境省）一部修正・加筆

図 3-1 D. Waste-Net の災害時の支援スキーム

(2) 県の役割

災害発生時、県の役割を次に示す。

表 3-3 災害発生時の県の役割

段 階	役 割
① 平時	・災害廃棄物対策に係る情報提供や技術的支援を行う。 ・被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 ・県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で、支援及び協力体制等の連絡調整を行い、県内における処理全体の進捗管理を行う。 ・大規模災害時には、国に対して関係法令に関する特例措置、財政支援措置等を要請する。 ・市町村が災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合には必要な支援を行うとともに、必要に応じて市町村から事務委託を受けて処理を代行する。
② 初動・応急対応時	・被害情報の収集 ・被害状況に基づく廃棄物発生量の推計、国への報告 ・広域的な協力体制の確保 ・国、周辺市町村、関係団体等との連絡調整 ・処理体制に関する助言・支援 ・実行計画の作成支援 ・処理の進捗状況の把握 ・広域的な相互協力体制の整備 ・災害支援協定の締結 ・職員の教育訓練
③ 復旧・復興時	・国、周辺市町村、関係団体等との連絡調整 ・処理施設の復旧状況の確認 ・処理体制に関する助言・支援 ・処理の進捗状況の把握

(3) 本町の役割

災害発生時、本町の役割を次に示す。

表 3-4 災害発生時の本町の役割

段 階	役 割
① 平時	・ 災害支援協定の締結 ・ 廃棄物処理施設の耐震化及び被害対策 ・ 被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 ・ 処理スケジュール及び処理フローの検討 ・ 仮置場の必要面積の算定及び候補地の選定 ・ 収集運搬方法・ルート、必要資機材等の検討 ・ 職員の教育訓練
② 初動・応急対応時	・ 処理施設の被害状況の把握、県への報告 ・ 被害状況に基づく廃棄物発生量の推計及び処理可能能力の把握 ・ 関係団体等への協力・支援要請 ・ 処理スケジュール及び処理フローの決定 ・ 災害廃棄物の処理 ・ 実行計画の作成 ・ 処理の進捗状況の管理
③ 復旧・復興時	・ 実行計画の実施及び見直し ・ 関係団体との連携 ・ 処理施設の復旧 ・ 処理の進捗状況の管理

(4) 事業者の役割

- ・ 災害廃棄物の処理に関係する事業者は、本町の要請に応じて、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な収集運搬・処理に協力する。
- ・ 大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、有害物質等を含む廃棄物その他適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの災害廃棄物を主体的に処理するよう努める。

(5) 住民の役割

- ・ 本町が行う災害時における廃棄物の処理に関して、分別や搬出方法等の知識・意識の向上に努める。
- ・ 災害廃棄物の排出時における分別の徹底等を行い、適正かつ円滑・迅速な処理に積極的に協力する。

3-2 組織

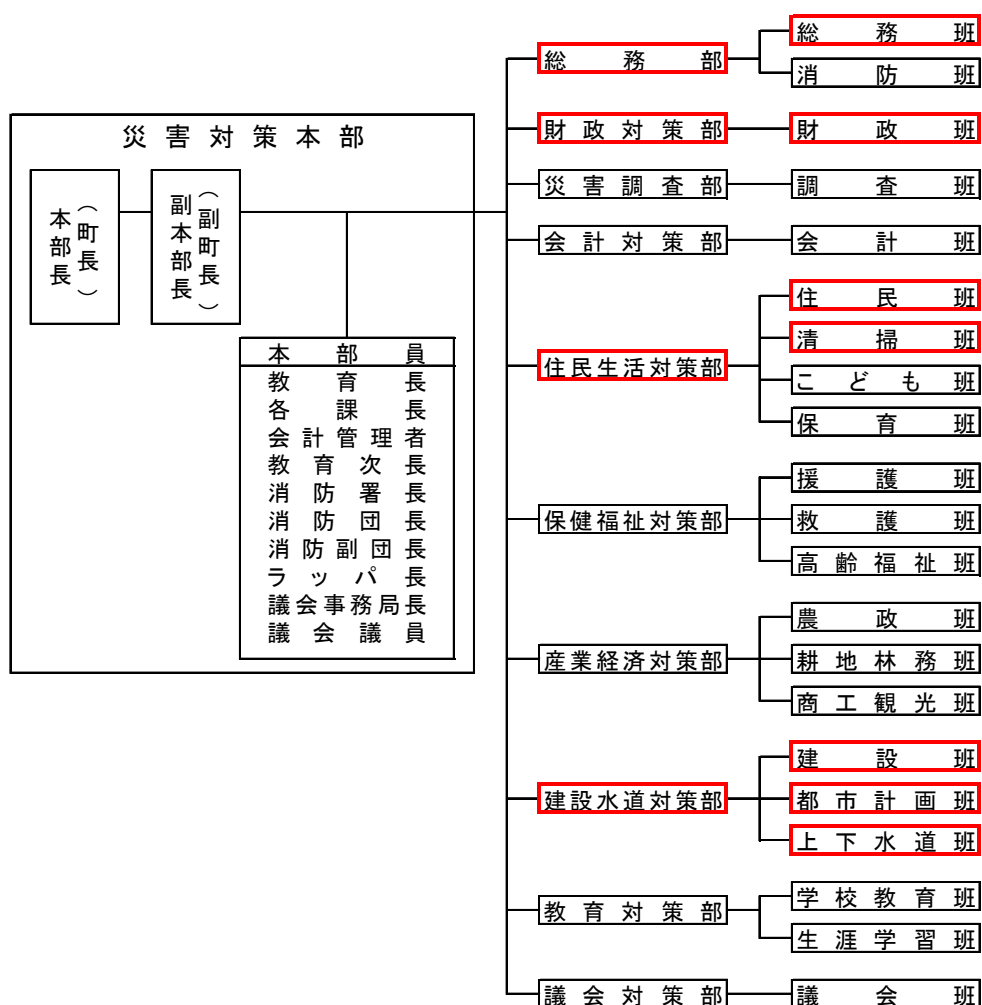
(1) 災害対策本部の組織

本町は、災害発生時あるいはその恐れがある場合において災害対策本部を設置し、組織的に迅速に災害対策を推進する。

本町の災害対策本部の概要と組織編成図を次に示す。

表 3-5 災害対策本部の概要

区 分	内 容
本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、各課長、会計管理者、教育次長、消防署長、消防団長、消防副団長、ラッパ長、議会事務局長、議会議員
班長	各係長
班員	各課所属の職員



※赤枠：災害廃棄物処理事業に係る担当部署

図 3-2 災害対策本部組織編成図

(2) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌を表 3-6 に示す。

災害廃棄物対策は、「町民課 環境衛生係 清掃班」を主軸に、総務課、企画財政課、建設水道課及び他の課の関連各班が協力して対応する。

※赤枠：災害廃棄物処理事業に係る担当部署、下線：災害廃棄物処理事業に関する内容

表 3-6 災害対策本部の事務分掌 (1/6)

部 (◎部長／ ○副部長)	班	担当係 (■班長／ □副班長)	主な事務分掌
1) 総務部 ◎総務課長 ○消防課長 (消防署長)	総務班	■防災情報係長 □庶務係長	・本部の設置及び解散並びに県への通知に関する事。 ・本部の庶務に関する事。 ・本部員会議に関する事。 ・自衛隊の派遣に関する事。 ・県への連絡及び災害報告に関する事。 ・<u>県及び他市町村に対する応援要請に関する事。</u> ・職員の動員及び派遣並びに応援に関する事。 ・<u>り災証明書の発行に関する事。</u> ・<u>災害対策全般の総括及び総合調整に関する事。</u> ・災害救助法に基づく救助の連絡調整に関する事。 ・区長会との連絡調整に関する事。 ・避難勧告・避難指示(緊急)に関する事。 ・公用車の総括に関する事。 ・交通関係機関との連絡調整に関する事。 ・本部長及び副本部長の秘書に関する事。 ・<u>部内及び各部に係る被害情報の収集及び伝達に関する事。</u> ・人的被害の取りまとめ、住民等の安否情報に関する事。 ・災害救助法の事務、総括に関する事。 ・ヘリコプターの運航要請、ヘリポートの設置に関する事。 ・浅間山の立入規制に関する事。 ・無線機の配備、運用に関する事。 ・庁舎内の保全対策と町内通信施設の保全、運用に関する事。 ・住民への広報活動に関する事(防災行政無線、広報車)。 ・職員の勤務把握及び配置替えに関する事。 ・気象情報、交通規制情報、避難勧告及び災害広報等に関する事。 ・災害情報紙の作成及び配布に関する事。 ・<u>災害情報、被害状況の記録(写真等)に関する事。</u> ・<u>各部の応急対策実施状況の把握に関する事。</u> ・被災者のための総合窓口の設置と運用に関する事。 ・電話の応対、交換に関する事。 ・防災ファックス等で受信した気象情報等の整理及び関係部への配布及び送信に関する事。

表 3-6 災害対策本部の事務分掌 (2/6)

部 (◎部長／ ○副部長)	班	担当係 (■班長／ □副班長)	主な事務分掌
1) 総務部 ◎総務課長 ○消防課長 (消防署長)	消防班	■副署長	・火災、水防、気象情報等の収集及び報告に関すること。 ・佐久広域連合消防本部及び関係機関との連絡調整並びに応援要請に関すること。 ・長野県広域消防相互支援協定に基づく応援要請に関すること。 ・被災者の救助及び救急活動に関すること。 ・火災警報の発令、伝達に関すること。 ・火災水害等の警戒防御に関すること。 ・消防施設の保全、被害状況の調査報告に関すること。 ・被災地の警戒に関すること。 ・応急資機材の調達及び確保に関すること。 ・消防団の出動要請及び連絡調整に関すること。 ・被災者の搜索、受入活動に関すること。 ・災害対策本部との連絡調整に関すること。 ・ヘリポートの運営に関すること。 ・部内に係る被害状況の収集及び伝達に関すること。 ・部内庶務に関すること。
2) 財政対策部 ◎企画財政課長	財政班	■企画係長 □財政係長 □地域振興係長	・災害資金計画に関すること。 ・災害経費の予算処理に関すること。 ・各報道機関との連絡調整及び対応に関すること。 ・災害応急対策の従事者に対する食料の調達に関すること。 ・災害対策物品の調達に関すること。 ・救援に必要な車両の調達に関すること。 ・応援要請の伴う県及び他市町村等の職員の受け入れに関すること。 ・町対応の被害調査及び共済金請求に関すること。 ・応急対策に係る町有地等の確保及び利用計画に関すること。 ・町有財産の被害状況の取りまとめに関すること。
3) 災害調査部 ◎税務課長	調査班	■住民税係長 □資産税係長 □収税係長	・被災地及び被災世帯の被害状況の収集、報告に関すること。 ・被災者の避難所への誘導に関すること。 ・被災地の警戒及び救護活動に関すること。 ・被災者に対する税の減免及び徴収猶予の措置に関すること。 ・家屋の被害調査及び台帳作成に関すること。 ・ライフラインの被害情報の収集と伝達に関すること。 ・本部長の命ずる他の部への応援協力に関すること。
4) 会計対策部 ◎会計管理者	会計班	■会計係長	・災害経費の出納に関すること。 ・義援金の受け入れ、保管及び分配に関すること。 ・災害関係費用の支払及び決算に関すること。 ・部内庶務に関すること。 ・部内に係る被害状況の収集及び伝達に関すること。

表 3-6 災害対策本部の事務分掌 (3/6)

部 (◎部長／ ○副部長)	班	担当係 (■班長／ □副班長)	主な事務分掌
5) 住民生活 対策部 ◎町民課長	住民班	■住民係 長	- 被災者の安否問い合わせに対する対応に関する事。 - 本部と被災者との連絡に関する事。 - 遺体の収容所の開設に関する事。 - 埋火葬に関する事。 - 避難外国人等への情報提供及び相談に関する事。 - 部内に係る被害状況の収集及び伝達に関する事。 - 部内庶務及び各班との連絡調整に関する事。
	清掃班	■環境衛 生係長	- 清掃施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 - 廃棄物処理に関する事。 - 浅麓環境施設組合との連絡調整に関する事。 - 死亡獣畜処理に関する事。 - 消毒、衛生、ゴミ等の緊急対策に関する事。 - 災害廃棄物の一時保管場所の確保及び処理に関する事。 - し尿処理及び仮設トイレの設置に関する事。
	こども班	■こども係 長	- 保育園、児童館及び児童施設の被害調査並びに応急対策に関する事。 - 所管施設利用者の安否確認に関する事。 - 本部長の命ずる他部への応援協力に関する事。
	保育班	■保育園 園長	- 園児等の避難対策及び安全対策に関する事。 - 応急保育に関する事。 - 本部長の命ずる他部への応援協力に関する事。
6) 保健福祉 対策部 ◎保健福祉 課長	援護班	■福祉係 長	- 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 - 炊き出しに関する事。 - 支援物資・義援物資の受け入れ・仕分け・配分に関する事(物資輸送拠点における管理)。 - 避難所の開設・管理運営に関する事。 - 被災者への生活必需品の給付又は貸与に関する事。 - 避難者の援護及び避難者名簿の作成に関する事。 - 障害者福祉施設の被害状況調査及び応急対策と入所者の安全確保に関する事。 - 在宅障害者に対する援護措置に関する事。 - 日本赤十字奉仕団、民生児童委員との連絡調整に関する事。 - ボランティアに関する社会福祉協議会、団体等との調整に関する事。 - 災害救助法に基づく救助に関する事。 - 見舞金、弔慰金及び災害援助金等の支給及び貸付に関する事。 - 福祉関係機関との連絡調整に関する事。 - 要配慮者の支援に関する事。 - 福祉避難所の設置に関する事。 - 部内の連絡調整に関する事。

表 3-6 災害対策本部の事務分掌 (4/6)

部 (◎部長／ ○副部長)	班	担当係 (■班長／ □副班長)	主な事務分掌
6) 保健福祉 対策部 ◎保健福祉 課長	救護班	■健康推 進係長	・医療救護活動に関すること(救護所の開設、日赤救護班等への応援要請及び協力)。 ・支援協定に基づく小諸北佐久医師会への救護班の派遣要請及び協力に関すること。 ・助産に関すること。 ・感染症対策及び防疫に関すること。 ・医薬品等の調達・確保に関すること。 ・保健施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 ・避難所における医療救護・保健管理に関すること。 ・救護所の開設及び管理運営の総括に関すること。 ・被災者のこころのケア、感染症等の予防に関すること。 ・主食の配給に関すること。 ・入院患者の避難及び移送医療機関の確保並びに関係機関との応援要請に関すること。 ・部内の連絡調整に関すること。
	高齢福祉 班	■介護高 齢係長 □地域包 括支援 係長	・老人福祉施設の被害状況調査及び応急対策と入所者の安全確保に関すること。 ・社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、報告に関すること。 ・在宅高齢者に対する援護措置に関すること。 ・要配慮者の支援に関すること。 ・部内に係る被害状況の収集及び伝達に関すること。 ・部内庶務及び各班との連絡調整に関すること。
7) 産業経済 対策部 ◎産業経済 課長	農政班	■農政係 長	・営農資金、農林漁業資金等の融資あっせんに関すること。 ・病虫害防除に関すること。 ・農・畜・養蚕・水産業被害状況調査及び報告並びに応急対策に関すること。 ・農業委員、JA佐久浅間農協等の関係機関との連絡及び協力要請に関すること。 ・主要食料の調達及び確保に関すること。 ・死亡獣畜(家畜)処理に関すること。 ・部内に係る被害状況の収集及び伝達に関すること。 ・部内庶務及び各班との連絡調整に関すること。
	耕地林務 班	■耕地林 務係長	・農道及びため池並びに農業用水路の維持管理に関すること。 ・農地及び農業用施設の被害状況調査及び報告並びに災害応急対策に関すること。 ・林野関係の被害状況調査及び報告並びに応急対策に関すること。 ・応急対策に必要な木材の調達に関すること。

表 3-6 災害対策本部の事務分掌 (5/6)

部 (◎部長／ ○副部長)	班	担当係 (■班長／ □副班長)	主な事務分掌
7)産業経済 対策部 ◎産業経済 課長	商工観光 班	■商工観 光係長	・商工業関係、観光施設の被害状況調査及び報告並びに 応急対策に関すること。 ・商工業関係の災害資金の融資あっせんに関すること。 ・商工業者からの食料、生活必需品等の調達及び確保に 関すること。 ・観光客の避難及び安全対策に関すること。 ・観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 ・旅館組合等の関係機関との連絡調整に関すること。 ・企業に対する応急対策に必要な物資のあっせん及び救 援対策に関すること。 ・商工会との協力による物資の安定供給及び連絡調整に 関すること。
8)建設水道 対策部 ◎建設水道 課長	建設班	■建設係 長	・公共土木施設、水防施設の被害状況調査及び報告並び に応急対策に関すること。 ・建設業協会等との災害協定に基づく連絡調整に関するこ と。 ・<u>応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関すること。</u> ・<u>交通の確保に関すること(認定町道等の障害物の除去 等)。</u> ・<u>災害応急資機材の調達及び借りに関すること。</u>
	都市計画 班	■都市計 画係長	・都市施設及び公営住宅の被害状況調査及び報告並びに 応急対策に関すること。 ・<u>応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に関すること。</u> ・被災住宅に関する融資あっせんに関すること。 ・応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理に関すること。 ・都市施設、公園施設の避難所開設の協力に関すること。 ・仮設住宅の入退居に関すること。 ・被災宅地建物の危険度判定調査に関すること。 ・部内に係る被害状況の収集及び伝達に関すること。 ・部内庶務及び各班との連絡調整に関すること。
	上下水道 班	■上下水 道工務 係長 □上下水 道管理 係長	・<u>水道施設の被害状況調査及び報告並びに応急対策に関 すること。</u> ・飲料水の確保及び供給及び断水情報に関すること。 ・<u>給水資機材、水道施設応急復旧用資機材、人員の調達 及び確保に関すること。</u> ・管工事協会等との水道施設災害協定に基づく連絡調整 に関すること。 ・<u>下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。</u> ・<u>下水道施設応急復旧用資機材、人員の調達及び確保に 関すること。</u> ・<u>下水道指定工事店との連絡調整に関すること。</u> ・<u>農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関するこ と。</u> ・災害対策に係る予算に関すること。

表 3-6 災害対策本部の事務分掌 (6/6)

部 (◎部長／ ○副部長)	班	担当係 (■班長／ □副班長)	主な事務分掌
9)教育対策部 ◎教育次長	学校教育班	■学校教育係長 □図書館係長 □学校給食係長	・学校教育関係施設の被害状況調査及び報告並びに応急対策に関する事。 ・児童生徒等の安全確保と被災状況の把握に関する事。 ・災害時の応急教育の実施に関する事。 ・学校教育施設が避難所となった場合の避難所の管理運営に関する事。 ・児童生徒の避難等に対する各学校との連絡調整に関する事。 ・被災児童生徒に対する教科書及び学用品の支給に関する事。 ・被災児童生徒に対する救護及び応急教育に関する事。 ・災害時の学校給食施設の使用に関する事。 ・部内の連絡調整に関する事。
	生涯学習班	■生涯学習係長 □社会体育係長 □博物館係長	・社会教育施設、社会体育施設、文化財の被害状況調査及び報告並びに応急対策に関する事。 ・施設利用者の安全確保に関する事。 ・社会教育施設、社会体育施設が避難所となった場合の避難所の管理運営に関する事。 ・社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事。 ・文化財の被害調査及び応急対策に関する事。 ・本部長の命ずる他部への応援協力に関する事。 ・部内の連絡調整に関する事。
10)議会对策部 ◎議会事務局長	議会班	■議会係長	・町議会に関する事。 ・議会議員との連絡及びその他渉外連絡に関する事。 ・部内の庶務に関する事。 ・本部長の命ずる応急対策に関する事。

(3) 清掃班の業務分掌等

本町では、大規模災害が発生した場合、必要に応じて災害廃棄物の処理を受け持つ住民生活対策部清掃班を設置することとする。清掃班の主な役割、業務内容と連絡先を次に整理する。

表 3-7 清掃班の主な役割

役割	担当	主な業務内容
本部事務	町民課 課長	☐ 本部の事務に従事 ☐ 必要に応じて班の指示をとる
廃棄物統括	町民課 環境衛生係 係長	☐ 災害対策本部との連絡調整 ☐ 災害廃棄物に係わる関係機関（県、近隣市町村等）との連絡調整及び協力要請 ☐ 災害廃棄物全般に係る調整・指揮・命令
がれき等 災害廃棄物 担当	町民課 環境衛生係 係長	☐ 被災状況に応じた災害廃棄物計画の実行とがれき等の処理に関する関係部署、機関との連携 ☐ 仮置場に係わる関係部局との連絡調整 ☐ がれき等の運搬に係る連絡調整 ☐ 環境監視（不法投棄、野焼き等）の監視・指導
ごみ担当	町民課 担当職員	☐ 被災状況に応じた災害廃棄物計画の実行とごみ処理に関する関係部署、機関との連携 ☐ ごみ処理施設（焼却施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場等）との連絡調整 ☐ ごみの収集運搬に係る連絡調整 ☐ ごみの出し方のルール作りと住民・業者への周知 ☐ 環境監視（不法投棄、野焼き等）の監視・指導 ☐ 一般廃棄物の収集処理 ☐ 消毒、衛生、ごみ等の緊急対策
生活排水 担当	町民課 担当職員	☐ 被災状況に基づく災害廃棄物計画の見直しと生活排水処理に関する関係部署、機関との連携 ☐ し尿処理施設との連絡調整 ☐ し尿・汚泥の収集運搬に係る連絡調整 ☐ し尿・汚泥の収集に対するルール作りと周知 ☐ 環境監視（不法投棄等）の監視・指導 ☐ 簡易トイレに係わる関係部局との連絡調整 ☐ し尿の処理対策 ☐ 清掃施設の被害状況調査及び応急対策

表 3-8 連絡先一覧(令和 2 年 9 月現在)

関係機関等	住所	電話番号
○連絡調整・協力依頼		
御代田町役場	御代田町大字馬瀬口1794-6	0267-32-3111
御代田消防署	御代田町大字御代田2382-3	0267-32-0119
佐久市環境部生活環境課	佐久市中込3056	0267-62-3094
佐久市・北佐久郡環境施設組合	佐久市上平尾2033	0267-88-6461
小諸市市民生活部生活環境課	小諸市相生町3丁目3-3	0267-22-1700
浅麓環境施設組合	小諸市甲1845	0267-22-7710
軽井沢町生活環境課	軽井沢町長倉2381-1	0267-45-8556
長野県佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	佐久市跡部65-1	0267-63-3166
長野県環境部資源循環推進課	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-235-7203
○ごみ処理関係		
佐久平クリーンセンター	佐久市上平尾2033	0267-88-6461
イー・ステージ(株)	小諸市大字平原309-1	0267-23-8885
井戸沢一般廃棄物最終処分場	御代田町大字御代田2712-1	0267-32-7054
収集・運搬事業者		
(有)博衛企業	御代田町大字馬瀬口841-12	0268-32-2416
○し尿処理関係		
浅麓汚泥再生処理センター	小諸市甲1845	0267-22-7710
御代田浄化管理センター	御代田町大字御代田3029-1	0267-32-1530
草越広戸農業集落排水施設	御代田町大字広戸276-1	0267-32-5576
汲み取り事業者		
(有)博衛企業	御代田町大字馬瀬口841-12	0268-32-2416

3-3 協力・支援体制

災害時、災害対策本部と県、地方公共機関、他市町村、関係団体等との協力・支援体制を次に示す。

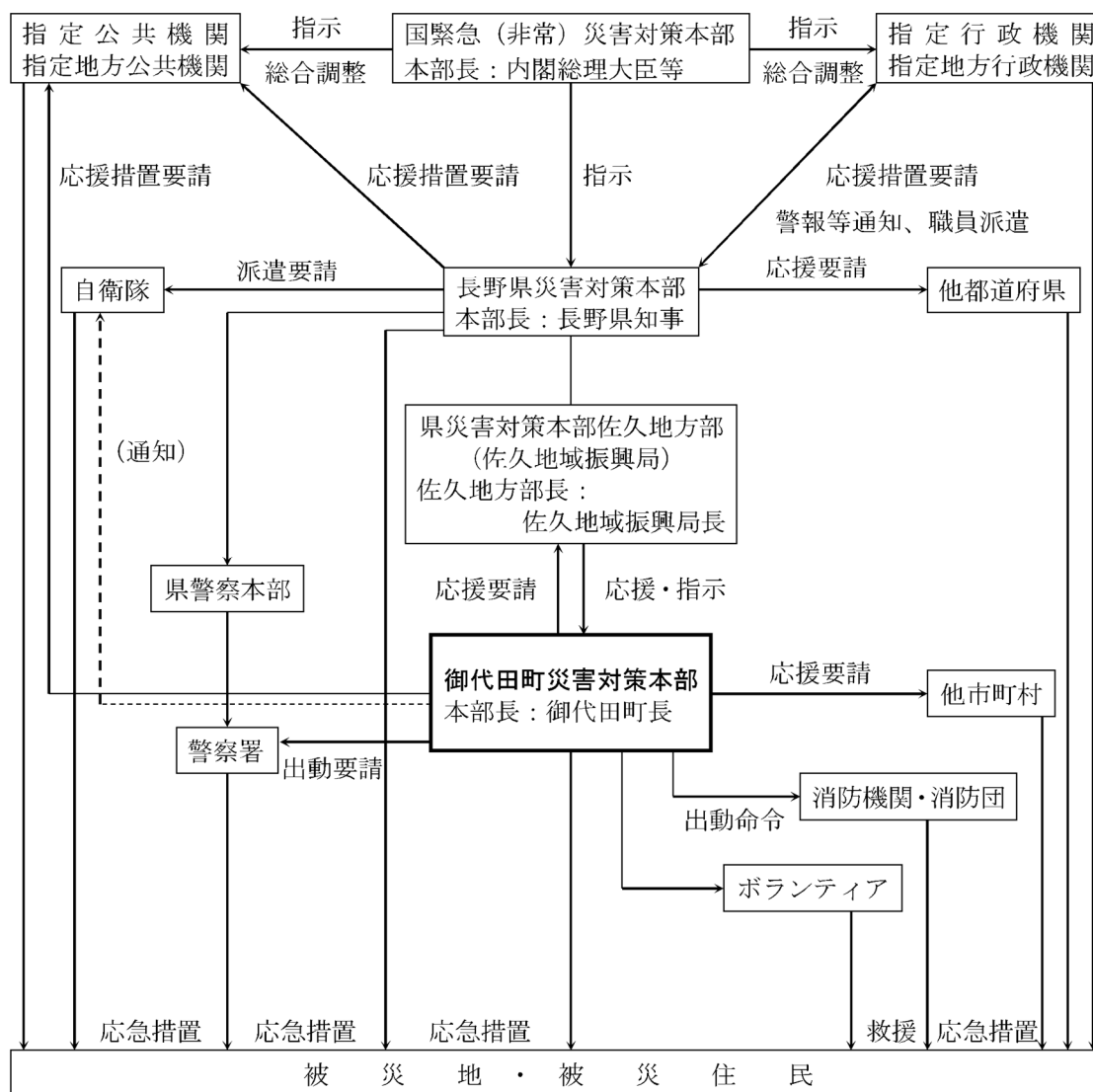


図 3-3 災害時の協力・支援体制

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

被災した本町は、自衛隊・警察・消防と連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行うこととなる。発災初動期、本町はまず人命救助を優先することとし、自衛隊や警察、消防と連携して迅速な人命救助のために必要となる道路上の災害廃棄物の撤去等を行うための連携方法等を検討する。

本町は自衛隊・警察・消防等に災害廃棄物の運搬経路等の情報を提示し、災害廃棄物の処理について協力が得られる体制を確保する。

(2) 県、他市町村との連携

ごみ及びし尿の処理については、被害が甚大で処理が不可能な場合、長野県佐久地域振興局環境・廃棄物対策課や長野県環境部資源循環推進課等に連絡し、県の支援を求める。

県は、関係団体間との協定を締結しており、その内容を次に示す。

表 3-9 県との協定締結

協定名		協定自治体	主な協定内容	協定締結日
1	長野県下水道事業における災害時応援に関するルール	長野県土木部下水道課下水道応援本部	下水道応援に関する処理、収集運搬の資機材の確保等の協力	H14. 4. 1
2	長野県市町村災害時相互応援協定書	県内の市町村(10ブロック)	ごみ、し尿処理のための車両及び施設、ボランティアのあっせんの提供の協力	H23. 12. 16

(3) 民間事業者との連携

災害時における本町と企業・団体等との各協定書を次に示す。

なお、災害廃棄物処理に関する協定書は、災害発生時に、災害廃棄物の迅速な処理を推進するため、一般廃棄物事業者のほか、建築・土木業者、産業廃棄物事業者及び解体業者等に協力を求める必要があることから、事前に災害廃棄物の収集運搬、処理に係る協定の締結に努める。

表 3-10 企業・団体等との協定締結

	協定名	企業・団体名等	協定締結日	主な協定内容
1	災害時の医療救護に関する協定	社団法人小諸北佐久医師会	H10.3.26	医療救護に関すること
2	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合コープながの	H10.8.12	応急生活物資供給等に関すること
3	災害時における調査、測量及び設計等の応急対策業務に関する協定	社団法人長野県測量設計業協会 東信支部	H23.12.15	公共等の災害復旧に関すること
4	災害時における御代田町と御代田郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社御代田郵便局	H25.2.7	郵便物の料金免除等に関すること
5	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	H25.5.15	物資供給に関すること
6	災害時における飲料水等の供給に関する協定	サントリーピーバレッジサービス株式会社関東・信越営業本部	H25.5.20	飲料水等の供給に関すること
7	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ツルヤ	H25.5.30	物資供給に関すること
8	災害時等におけるヘリポートの使用に関する協定	ミネベア株式会社	H25.10.21	ヘリポートの使用に関すること
9	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	長野LP協会佐久支部 一般社団法人長野県LPガス協会	H25.11.26	LPガスの供給及び保安の確保に関すること
10	災害時における飲料水の供給に関する協定	北陸コカ・コーポロリング株式会社	H26.1.27	飲料水等の供給に関すること
11	災害時における応急措置に関する協定	御代田町建設業協会	H26.9.5	災害箇所等の応急措置に関すること
12	災害時における土地建物等の使用に関する協定	中部電力株式会社	H26.9.26	土地建物等の使用に関すること
13	水道施設災害時における応急措置に関する協定	(有)東和設備株式会社、中信アスナ(株)上田支店、(株)ウチデン、浅間電設(株)	H26.10.9	水道施設復旧に関すること
14	災害時における応急措置に関する協定	御代田町管工事協会	H26.10.9	水道管等の応急措置に関すること
15	災害時における応急危険度判定等の協力に関する協定	一般社団法人 長野県建築士会佐久支部	H27.3.3	応急危険度判定に関すること
16	災害時における避難所等施設利用に関する協定	佐久浅間農業協同組合	H29.1.20	避難所等施設利用に関すること
17	災害時におけるケーブルテレビ放送の要請に関する協定	株式会社西軽井沢ケーブルテレビ	H29.2.10	ケーブルテレビ放送の要請に関すること
18	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定	一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟信越支部	H29.3.31	臨時災害放送局開設運用の支援に関すること
19	災害時における相互協力に関する協定	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー佐久営業所	H30.11.6	停電等電力供給に関すること
20	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1.6.25	情報発信等に関すること
21	災害時における福祉避難所及び人的支援等に関する協定	御代田町社会福祉協議会	R1.8.22	福祉避難所及び人的支援等に関すること
22	避難所用簡易間仕切りシステム及び段ボール製簡易ベッドの供給に関する協定	特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク	R2.3.2	段ボール製の紙管による仕切り及び段ボールベッドの供給に関すること
23	災害時等における放送に関する協定	株式会社エフエム佐久平	R2.3.24	町域において災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときにおける放送
24	災害時における応急措置に関する協定	有限会社金澤建設工業 有限会社柳商建設	R2.4.8	災害箇所等の応急措置に関すること
25	災害時における物資の供給に関する協定	戸塚酒造株式会社	R2.7.17	消毒用アルコール等の提供に関すること

(4) ボランティアとの連携

大規模災害発生時においては、ボランティアが片付けごみ等の搬出や一次仮置場までの運搬、処理場での作業補助等を行い、被災地の復興に大きく寄与している。住民の健康への配慮や安全・安心の確保、一日も早い生活再建のために、災害時におけるボランティアとの連携を強める。

表 3-11 ボランティアとの連携

項 目	内 容
平 時	【連絡窓口の明確化】 ・ 平時及び発災時において、災害廃棄物処理制度や分別・排出方法等に係る情報共有を行うため、連絡窓口を明らかにしておく。 ・ 連絡担当者については定期的に確認・更新を行う。
	【災害廃棄物等の排出方法の周知】 ・ 発災時に住民やボランティアが混乱することのないよう、平時から災害廃棄物の分別・排出方法等について、社会福祉協議会の連絡担当者と情報共有する。 ・ 広報誌やホームページへの掲載等を通じて住民や NPO、ボランティア団体への周知を図る。 ・ 災害廃棄物の回収、撤去に係る支援制度等の情報提供を行う。
発災時	【状況把握】 ・ 平時に構築した連絡先情報に基づき、必要な情報を共有する。（被災者のニーズ、支援活動の全体像の把握等） ・ 国が全国災害ボランティア支援団体ネットワークを通じて収集する情報の提供を受け、被災時に町内で活動する NPO、ボランティア団体について把握し連携体制を構築する。
	【災害廃棄物等の排出方法の周知】 ・ 災害廃棄物の分別・排出方法について、発災後速やかに住民、ボランティア向けの広報チラシ等を作成し、社会福祉協議会の連絡担当者と共有するとともに、メディア、自治会、ボランティアセンター等を通じた広報・周知を行う。 ・ 災害廃棄物の撤去等について決定した方針や住民に対する周知内容（一次仮置場の開設や公費解体の受付開始等）については、社会福祉協議会の連絡担当者と速やかに共有し、ボランティアへの周知協力を依頼する。 ・ 片付けごみ等の収集運搬について、ボランティアの活動状況との連携を図る。

出典：災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について（環境省、平成 31 年 4 月 8 日）一部修正・加筆

3-4 住民への啓発・広報

(1) 啓発・広報の内容

災害時においては、通常と異なる排出・処理方法に対し住民から多くの問い合わせがあると想定されることから、清掃班が次に示す情報を発信する。

表 3-12 啓発・広報の内容

項 目	内 容
収集方法等	【生活ごみ】 ○回収方法 ・収集の開始時期、排出場所（集積所、仮置場） ・分別方法 ○危険物、処理困難物の排出方法 【片付けごみ等災害廃棄物】 ・敷地内での保管、回収、撤去に係る方法 ・分別方法 ・本町の支援内容及び支援申請の方法 ・取扱い上の注意、安全対策 【し尿】 ・収集方法 ・仮設トイレの設置場所、使用方法等
損壊家屋について	・解体、撤去に係る申請、方法、支援内容等 ・税法上の扱い、特例、補助金等
仮置場について	・仮置場の場所、搬入時間、曜日等 ・仮置場の誘導路（場外、場内）、案内図、配置図 ・仮置場に持込んではいけないもの
避難所でのルール	・ごみの発生抑制、分別、排出方法 ・集積所
町への問い合わせ	・問い合わせ窓口の場所、連絡方法
留意事項	○災害廃棄物であることの証明方法 ・住所記載の身分証明書、罹災証明書 等 ○禁止事項 ・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄、野焼き 等

(2) 啓発・広報手段

発災時における住民への啓発・広報は次に示す手段を用いて行う。

表 3-13 啓発・広報の手段

情報伝達方法	内 容
デジタル媒体	町公式ホームページ、町公式SNS、みよたメール配信サービス、電話等
アナログ媒体	紙媒体：防災マニュアル、防災マップ、ハザードマップ（洪水、火山、土砂災害、噴火等）、パンフレット、冊子類等 掲示物：ポスター、チラシ、避難場所誘導看板等
マスメディア	ローカルテレビ、ラジオ、新聞、ツイッター等
普及啓発講座、セミナー、イベント等	防災講話・防災訓練、防災とボランティア週間におけるイベント、防災士及び災害救援ボランティアの育成に係る講座、自主防災組織結成、活動に係るセミナー等
その他	防災行政無線、口頭、広報車等

(3) 相談窓口

被災者またはその関係者からの相談に応じるための災害相談窓口が開設された場合には、障害物の除去、災害廃棄物の収集運搬、処理、処分、家屋の解体撤去等に関する相談・問合せ受付業務を実施する。

また、県及び関係機関と連携し、種々の相談に対し迅速かつ適切に対応するとともに、相談において知り得た個人情報については、必要最低限の限られた範囲での利用とし、データの流出防止等、情報管理の適切な措置を講ずる。

第4章 災害廃棄物処理計画

4-1 災害規模による処理の流れ

(1) 災害の規模

本計画では、災害廃棄物の発生量による災害の規模を以下のとおりとする。

表 4-1 災害の規模

区 分	内 容
小規模災害	災害廃棄物は少量であり、住民が直接処理施設等へ運搬し、対処できる場合を示す。
中規模災害	災害廃棄物が大量に発生し、一次仮置場で分別して仮置きした後に、処理施設等へ運搬して処理する場合、あるいは二次仮置場を設け、仮設処理施設で前処理した後に処理施設等へ運搬する場合を示す。
大規模災害	災害廃棄物が甚大な量発生し、本町単独での処理が困難で、県内外の自治体の協力を求め、広域的な処理を必要とする場合を示す。

(2) 小規模災害時の処理の流れ

小規模災害時、災害廃棄物の主体は片付けごみ（一部損壊した家屋の屋根、壁等の建築資材や枝木等を含む）を想定する。小規模災害時の処理対応は、住民自ら、ボランティアまたは民間事業者は、処理施設へ運搬して処理する。

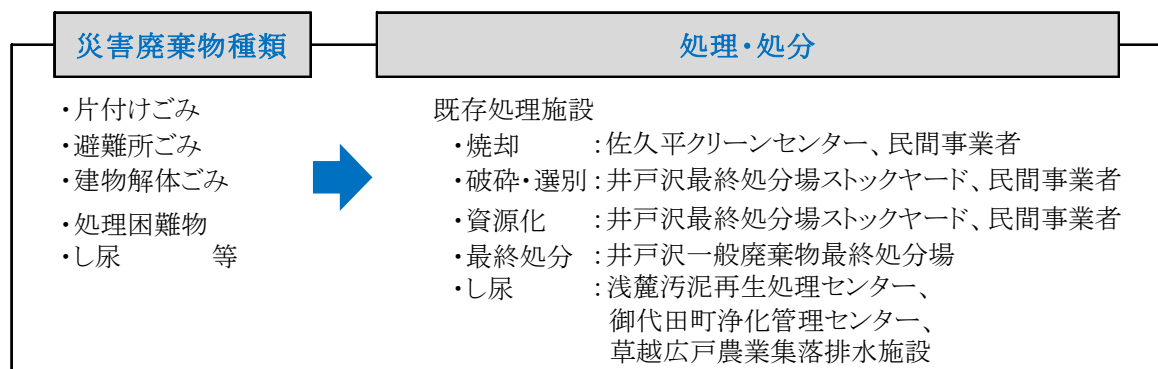


図 4-1 小規模災害時の処理の流れ

(3) 中規模災害時の処理の流れ

中規模災害時、災害廃棄物の主体は片付けごみ、建物解体由来のごみを想定する。

中規模災害の処理対応は、住民自らまたは委託収集運搬業者が収集し、一次仮置場に運搬する。一次仮置場で仕分け、保管後に組合、民間事業者の処理施設へ運搬して処理する。

災害廃棄物の発生量に応じて、二次仮置場を設け、仮設処理施設において破碎・選別等の前処理を行い、組合及び民間事業者の処理施設へ運搬して処理する。既存処理施設で処理できない場合は、県内の自治体や協定を締結している自治体に協力を求めることにより処理を推進する。

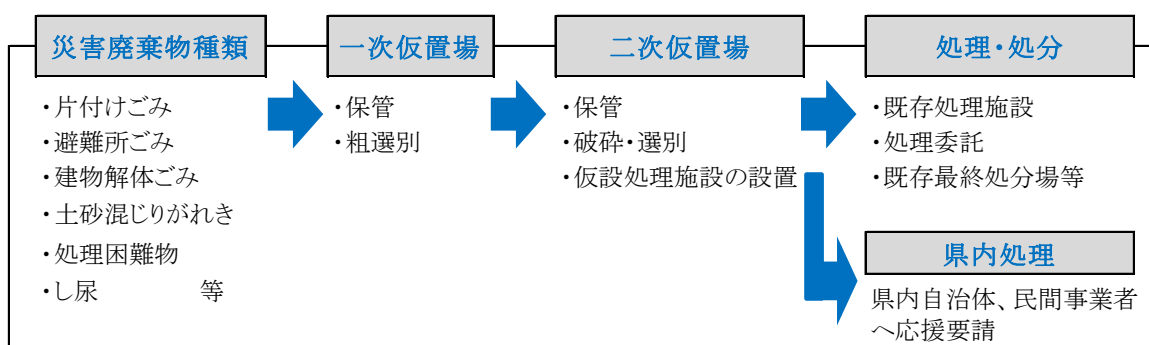


図 4-2 中規模災害時の処理の流れ

(4) 大規模災害時の処理の流れ

大規模災害時、災害廃棄物の主体は片付けごみ、建物解体由来のごみ、土砂混じりがれき等である。膨大な量の廃棄物が発生するため、組合や民間事業者の施設での処理が困難な場合を想定する。その場合、国や県に支援を求めるとともに、協定を締結している自治体、民間事業者の協力を得て広域処理を推進する。

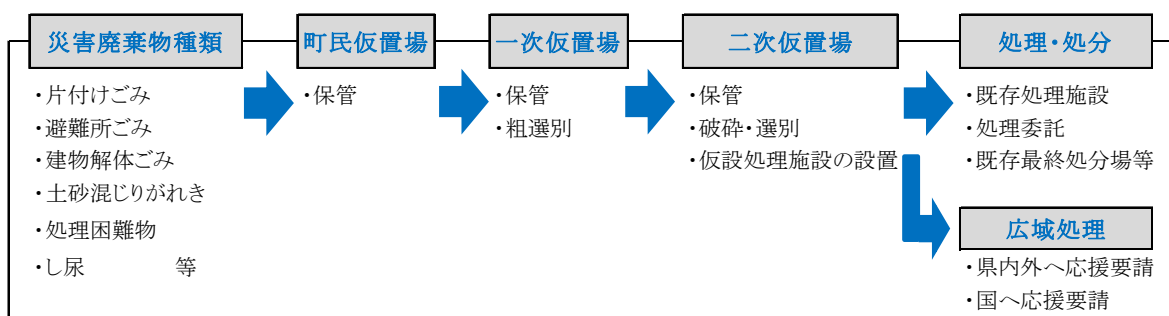


図 4-3 大規模災害時の処理の流れ

4-2 処理目標期間

災害廃棄物処理期間は、初動期、応急対応期、復旧・復興期に区分される。

本計画において、災害廃棄物処理期間は、最も甚大な被害が発生した場合でも、発災後約3年以内を目標とする。

災害発生後の時期のとりえ方、処理スケジュール例を次に示す。

表 4-2 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の把握、必要資機材の確保等を行う期間)	発災後数日間
	応急対応期 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応期 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヵ月程度
復旧・復興期		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

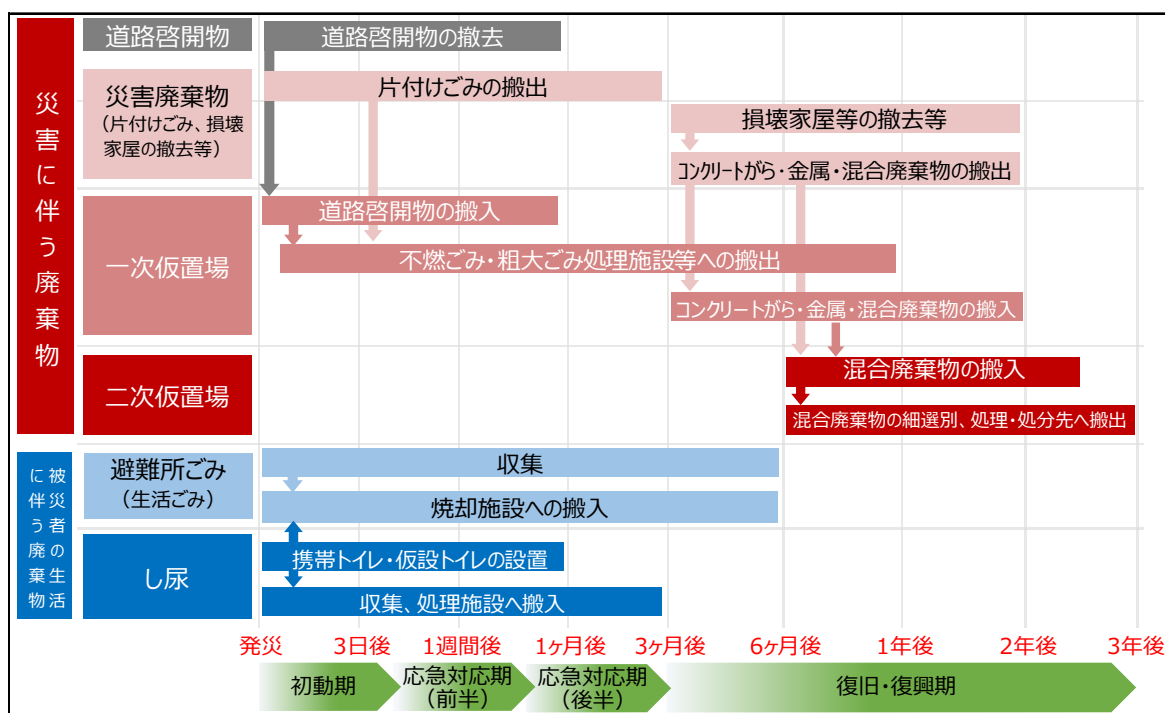


図 4-4 災害廃棄物の処理スケジュール（例）

4-3 災害廃棄物の処理・処分方法

(1) 処理における仮置場の役割

処理における仮置場の役割のイメージを図 4-4、仮置場の定義を表 4-2 に示す。

災害発生時には、災害規模に応じて、住民仮置場や一次仮置場、二次仮置場の設置が必要となる。発災直後においては、災害廃棄物を一時的に住民仮置場に集積する。集積した災害廃棄物及び被災地域で発生した災害廃棄物を一次仮置場に搬入し、粗選別後に保管する。一次仮置場で保管した災害廃棄物を廃棄物の種類ごとに、直接あるいは二次仮置場で焼却処理、破碎・選別処理した後に受け入れ先へ搬出する。



出典：災害廃棄物に関する研修ガイドブック（国立研究開発法人国立環境研究所、平成 29 年 3 月）一部修正・加筆

図 4-5 処理における仮置場の役割（イメージ）

表 4-3 仮置場の種類

呼称	役 割	写 真
住民仮置場 集積所	- 個人の生活環境、空間の確保、復旧のため、被災者が被災家屋等から搬出した災害廃棄物を一時的に集積する住民や自治会が設置・管理する。 - 住宅地や道路に面して設置される可能性が高いため、生活環境への影響や交通の支障にならないよう注意を促す必要がある。	
一次仮置場	- 集積所や解体現場等から搬入された災害廃棄物を分別し、一定期間保管する本町が設置・管理する。 - 可能な限り被災者の生活場所に近い場所、ある程度広さがある場所、パッカー車やダンプトラック等の出入が容易な場所（被災地内の公園や空地、グラウンド等）に設置する。 - 公有地から、庁内関係所管課との利用調整を図った上で選定する場所。	
二次仮置場	- 一次仮置場での分別が不十分な場合等に、一時的な保管及び中間処理（破碎・選別・焼却）を行う本町が設置・管理する。本町単独での処理が困難の場合、県内外の自治体の協力により、広域的な処理を求める。 - 災害廃棄物の推計排出量、解体撤去作業の進行、仮施設の処理能力等を勘案して、一次仮置場よりも広い十分な容量を持つ場所（公園やグラウンド等）に設置する。	

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-14-1】（環境省、平成 30 年 3 月）一部修正・加筆

(2) 災害廃棄物処理フロー

災害廃棄物の処理フローを次に示す。

災害発生時においても資源の有効活用の観点から、災害廃棄物の再生利用を極力実施する。そのため、一次仮置場における分別排出の徹底、種類ごとの保管を行うとともに、二次仮置場においては破碎・選別処理を行うなど資源物の回収を推進する。

なお、災害時の生活系ごみ、事業系ごみ及び避難所ごみは平時と同様の処理方法で処理を行うものとする。

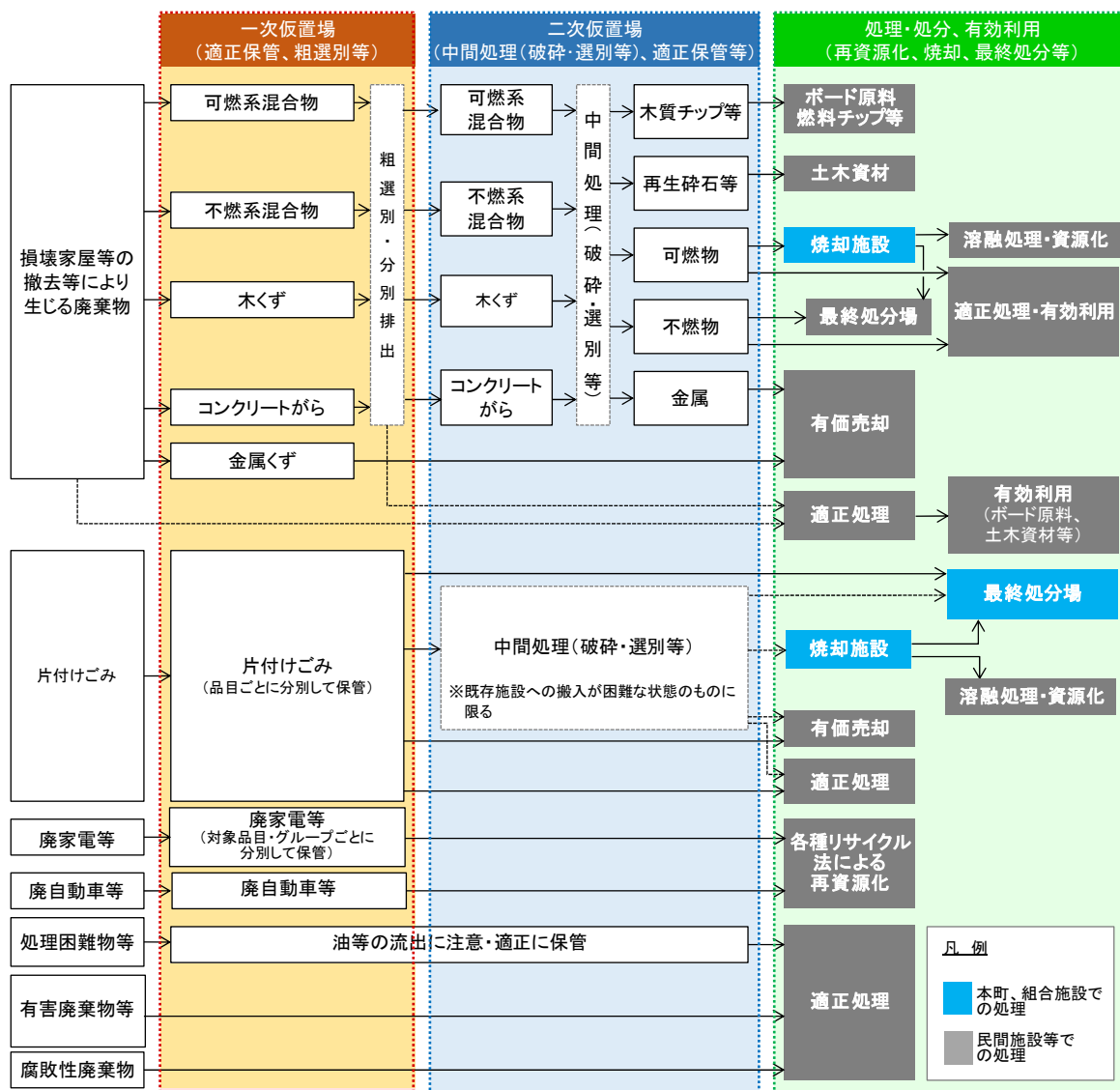


図 4-6 災害廃棄物の種類別処理フロー（例）

(3) 処理の優先順位

災害発生時は、一時的なごみ量の増加、避難所ごみへの対応等により、収集運搬車両が不足することが見込まれる。そのため、処理の優先順位を定めて効率的な収集運搬、処理を実施する必要がある。

ごみの特性を踏まえ、処理の優先順位を次のように定める。

表 4-4 生活ごみ、避難所ごみの処理の優先順位

優先 順位	ごみの種類	留意事項	管理、処理方法
↑	感染性廃棄物	医療行為に伴い発生する廃棄物、注射針、血の付着したガーゼ等の回収方法や処理方法の詳細は関係機関と調整し設定する。	専用容器に入れて分別保管し、関係機関との調整結果を踏まえ早急に処理する。
	簡易トイレ 携帯トイレの便袋	便は薬剤で固められており、衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の漏洩も懸念される。	密閉して分別保管後、早急に回収し焼却処理する。
	腐敗性廃棄物	生ごみは腐敗が早く、ハエ等の害虫や悪臭の発生が懸念される。	指定袋に入れて分別保管し、早急に回収し焼却処理する。
	可燃ごみ	紙ごみ、プラスチックごみ等は、衛生面での優先度は低いが、発生量が多いため、広い保管場所を要する。	指定袋に入れて分別保管し、定期的に回収し焼却処理する。
	不燃ごみ 資源ごみ等	不燃ごみ、資源ごみについては保管が可能であるため優先度は低い。収集運搬体制が安定するまでの間は保管し、安定後に回収を開始する。	分別して指定袋等に入れて保管し、定期的に回収し処理する。
低			

(4) 災害廃棄物の種類別処理方法

災害廃棄物の種類別処理方法を次に示す。

表 4-5 災害廃棄物の処理方法

災害廃棄物	処理方法	処理施設、搬出先等
可燃ごみ、可燃系粗大ごみ（畳・布団）	ごみ焼却施設で焼却処理を行う。焼却残渣（焼却灰・ばいじん）は極力資源化を行う	組合、協定締結自治体、民間事業者、県内外の自治体等
不燃ごみ、不燃系粗大ごみ、可燃系粗大ごみ（畳・布団除く家具等）	破碎、選別処理を行い、可燃残渣は焼却処理（サーマルリサイクル）、金属類は資源化、不燃残渣は埋立処分を行う	井戸沢一般廃棄物最終処分場、協定締結自治体、民間事業者、県内外の自治体等
木くず、廃木材	破碎処理し、チップ化して資源化（原料、燃料）する。	民間事業者
鉄・アルミ	選別して保管し資源化（原料）する	民間事業者
コンクリート殻	破碎、選別処理を行い資源化（路盤材、埋戻材等）する	民間事業者
廃家電	種類ごとに保管し資源化（原料）する	民間事業者
廃プラスチック	選別して保管し、資源化（原料、燃料）する	民間事業者
ガラス・陶磁器、瓦、壁、土	破碎、選別して保管し、再生資材（盛土材、埋戻材）として被災箇所等の埋立工事、土工事に再利用する	井戸沢一般廃棄物最終処分場、民間事業者
石膏ボード	石膏ボード原料、焼結原料（石灰石代替）、セメント原料などとして資源化する	民間事業者

(5) 処理困難物等への対応

処理困難物等への対応を次に示す。

表 4-6 処理困難物等への対応

種類	収集運搬	保管	処理・処分
石膏ボード、スレート板等の建材	建物の解体・撤去時に、石綿含有の有無で分別し、収集	石綿含有物は、仮置場以外の保管場所にて保管することが望ましいが、困難な場合は、仮置場で分別して保管 石綿含有物以外は、仮置場内で分別して保管	産業廃棄物処理業者等に石綿含有物は適正な処理を委託 それ以外は資源化処理を委託
石綿含有廃棄物	建物の解体・撤去時に、廃石綿等、石綿含有廃棄物に分別し、飛散防止のため、フレコンバッグや荷台にシートをかぶせる等して運搬	原則、仮置場には搬入せず、直接廃石綿等の処分に係る許可のある中間処理施設か最終処分場に搬入 仮置場で保管する場合は、適切に梱包、ラベリングし保管する	産業廃棄物（飛散性のものは、特別管理産業廃棄物）処理業者に適正な処理を委託
PCB 廃棄物	保管者が適正な許可を受けた収集運搬業者に収集を委託	指定業者にて保管	保管者が濃度区分に応じて中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、または無害化認定施設等に処理を委託
感染性廃棄物	指定医療機関にて回収	専用の蓋付き容器等で分別保管	産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理業者に焼却・溶融、埋立等の処理委託
有機溶媒（シンナー、塗料、トリクロロエチレン等）	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収	左記回収先にて対応	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に焼却等の処理委託
農薬類	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収	左記回収先にて対応	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に中和・焼却等の処理委託
高圧ガスボンベ	販売店に返却依頼	販売店にて保管	販売店から通常の処理ルートにより再利用又は資源化処理
スプレー缶、カセット式ガスボンベ	ガス抜きをして、平時と同様に収集	仮置場内で、分別保管	平時の処理ルートにて、処理・処分
消火器	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収	仮置場内で、分別保管	日本消火器工業会のリサイクルシステムルートに処理委託
ペンキ	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者により回収	仮置場内で、分別保管	販売店、メーカー、産業廃棄物処理業者に焼却等処理委託
廃乾電池類	電気店、リサイクル協力店等での拠点回収、平時の収集ルートによる収集	仮置場内で、分別保管	平時の処理ルートによる破砕、選別、再資源化処理
廃蛍光灯（水銀含有製品）	破損しているものは梱包・ラベリングし回収	破損しないようドラム缶等で分別保管	平時の処理ルートにてその他ごみとして最終処分
鉱物油（ガソリン、灯油、軽油、重油等）、化学合成油（潤滑油等）	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者で回収	引取先にて保管	購入店やガソリンスタンド、産業廃棄物処理業者に焼却や資源化処理を委託
CCA（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材	建物の解体・撤去時に、CCA 処理の有無で分別し、収集	CCA 処理の有無で分別保管	産業廃棄物処理業者に焼却や埋立処分を委託

出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月）一部修正・加筆

(6) 思い出の品等

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、本町で保管し、可能な限り所有者に引渡す。

思い出の品等の取扱いの流れ及び思い出の品の取扱いルールを次に示す。

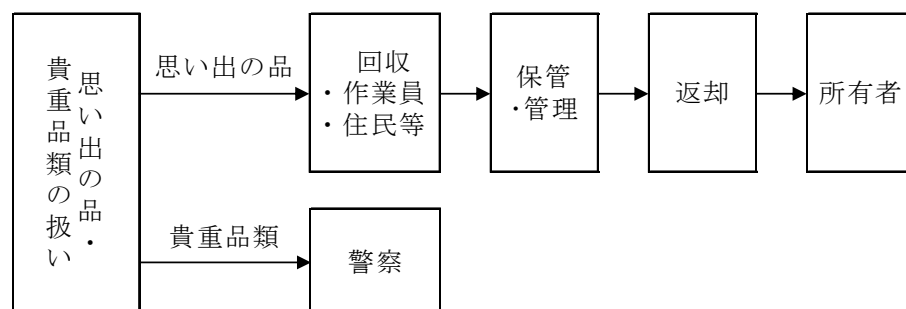


図 4-7 思い出の品等の取扱い流れ

表 4-7 思い出の品等の取扱いルール

項 目	内 容
回収対象	・ 思い出の品：写真、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、位牌、手帳、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ等 ・ 貴重品：財布、通帳、印鑑、株券、金券、商品券、古銭、貴金属等
持主の確認方法	・ 公共施設で保管・閲覧し、申告により確認する方法
回収方法	・ 災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。 ・ 住民・ボランティアの持込みによって回収する。 ※貴重品については、遺失物法に則り、回収後に発見場所、発見日時、発見者を明らかにしたうえで警察に届ける。また、所有者が明らかでない金庫、猟銃等の銃刀類は速やかに警察に連絡し引き取りを依頼する。
保管・管理方法	・ 泥や土が付着している場合は洗浄して保管・管理する。 ・ 発見場所や品目等の情報がわかる管理リストを作成し保管・管理する。
運営方法	・ 地元雇用やボランティアの協力等
返却方法	・ 閲覧・引き渡しの際には、地方紙や広報誌等で周知し、面会や郵送（本人確認が可能な場合）により、所有者本人に引渡すものとする。

(7) 資源化

災害廃棄物については、処理期間の短縮や最終処分量の削減を図るため、極力分別、再資源化、再生利用する。再生資材の主な活用例を次に示す。

表 4-8 再生資材の主な活用例

品 目	活用方法
紙類、畳	RPF 原料
廃プラスチック	プラスチック原料、RPF 原料
木くず	燃料、パーティクルボード（木質ボード）原料
金属くず	金属原料
がれき類（コンクリートくず、アスファルトくず等）	土木資材
泥土	土木資材

※RPF（Refuse Paper and Plastic Fuel）：古紙及び廃プラスチックを主原料とする固形燃料
出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成 30 年 3 月）

(8) 最終処分

災害廃棄物の最終処分は、井戸沢一般廃棄物最終処分場にて処分する。処理の基本方針に従い最終処分量を最少化するため、災害廃棄物の資源化及び減量化を最大限促進する。そのため、可能な限り分別・再生利用に努め、再生利用が困難な廃棄物についてのみ最終処分を行う。

4-4 排出ルール

(1) 排出の方針

災害発生時における、生活ごみの排出方法及び収集方法は、平時と同様とすることを基本とする。

被災の状況により平時と同様の方法が困難な場合には、資源物、不燃ごみ等は一定期間家庭で保管してもらい、生ごみ、畳等の腐敗性廃棄物や有害性廃棄物を優先して収集するなど排出方法、収集方法を一時的に変更して対応する。

(2) 避難所ごみ

避難所ごみについては、避難所の状況を迅速に把握し、可能な限り早期に収集運搬・処理体制を確保することを目標とする。避難所ごみの管理方法について次に示す。

表 4-9 避難所ごみの管理方法

項 目	管理方法の内容
ごみの分別	①避難所で分別を行うことは、その後のスムーズな処理へとつながるため、平時と同様に分別を行う。 ②支援物資に伴い段ボール、ビニール袋や容器包装等のプラスチック類、生ごみ等が発生するため、容易に分別ができるようごみの種類ごとの排出容器を設置しラベリング用品(ペン、ガムテープ、紙)等を使って分かりやすく表示する。 ③救援物資の増加に伴い、衣類や日用品の廃棄も増加するため、期間の経過とともにごみの種類に応じて分別できるよう配慮する。 ④避難所ごみについては、生活ごみと同様に分別収集する。なお、資源物の分別収集が不可能な場合があるため、収集が再開するまでは、できる限り避難所で分別して保管する。
管理上の留意点	①ごみの集積場所は衛生面に留意し、居住空間から離れた場所に設置する。 ②廃棄物の腐敗に伴うハエなどの害虫の発生や、生活環境の悪化に伴う感染症の発生やまん延が懸念されることから、腐敗性廃棄物(生ごみ)、汚物、感染性廃棄物(注射針、血の付着したガーゼ等)は分別して管理する。 ③消石灰、消毒剤等により害虫発生の防止を図るとともに、害虫等が発生した場合は、殺虫剤等の散布により駆除する。 ④感染性廃棄物の取扱い 注射針(個人管理のインスリン注射針を含む)や血が付着したガーゼ等感染の恐れがある廃棄物については、専用の蓋付き保管容器を設置するとともに、回収方法、処理方法等について医療機関と調整を行い、保管、回収、処理の安全を確保する。 ⑤避難者に対してごみの集積場所の利用、管理方法について周知徹底する。

(3) 片付けごみ

片付けごみについては、住民が住民仮置場あるいは一次仮置場へ搬入することを基本とする。仮置場に直接搬入することが困難な住民・世帯に対しては、戸別回収のための収集運搬体制の構築について検討する。

(4) 住居内の障害物の除去

住居内に侵入した土石・竹木等の障害物の除去は、原則として住居の所有者・管理者が実施する。回収した障害物は、所有者・管理者が一次仮置場へ搬入する。

仮置場に直接搬入することが困難な住民・世帯については、ボランティア、近隣住民等の協力を得て行う。

(5) 道路、河川の障害物の除去

道路、河川等に生じた障害物に関しては、各管理者が除去、保管、処理を行う。

(6) 一次仮置場における排出ルール

一次仮置場における排出ルールを次に示す。

表 4-10 一次仮置場における排出ルール

項 目	内 容
排出方法	・ 平時と同様に分別区分を徹底する。 ・ 仮置場の設置時に受け入れる廃棄物を定め、分別した区分ごとに保管できるスペースを確保する。 ・ 当該仮置場で受け入れるものとして定めた廃棄物のみを受け入れる。 ・ 不急の災害ごみは、後日に排出するよう案内を行い、仮置場の受入可能容量をコントロールする。
搬入・搬出管理	・ 便乗ごみの排出自粛、混合ごみの持ち込み禁止を事前にあるいは仮置場で受け入れの際に注意を喚起する。 ・ 不法投棄、不適正廃棄を防止するために、必要に応じて巡回監視を行う。 ・ 仮置場の管理要員を配置し、監視を行い、資源物の持ち去りを防ぐ。 ・ 仮置場の位置、受入時間、排出方法（分別区分）、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないよう措置する。 ・ 被災者の身分証や罹災証明書等を確認して搬入を認める。 ・ 仮置場の入口に管理要員を配置し、確認・説明を行う。 ・ 車両台数、概ねの搬入量、搬出量、処理量、資源化量等を記録し実績把握を行う。 ・ 免許証などの提示等搬入者管理を行い便乗ごみの搬入を阻止する。 ・ 仮置場での分別指導、動線の確保を行い、仮置場での混雑を緩和する。 ・ 作業員は、防塵マスク、ヘルメット、安全靴、手袋、長袖を着用する。
受入対象外品目への対処	・ 当該仮置場の受入対象外品目が持ち込まれた場合には、原則として受け入れを行わず、受け入れを行っている仮置場、処理施設、民間事業者に直接搬入するよう指導する。 ・ 排出者が適切に廃棄物を受け入れ先に搬入できるようにするため、また不法投棄を防止するために搬入先の案内図、リーフレット等を準備し、排出者へ情報提供を行う。

4-5 資機材

(1) 調達が必要な資機材

仮置場において、調達が必要となる資機材例を次に示す。

表 4-11 仮置場での必要な車両・機材（例）（1/3）

車両・機材の名称	写真	用途・特徴等
重機 フォーク付 バックホウ等		・ 廃棄物の粗分別、積上げ、搬出車両への積み込みを行う ・ 比較的大きなサイズの木くず、金属くず等の抜き取りを行う
運搬車両 (パッカー車・平ボディ車・ダンプ車等)	  	・ 処理先への搬出を行う
破碎・選別機		・ 移動式または固定式の破碎機及び振動ふるい、回転式ふるい等を設置し、混合物の破碎・選別等の処理を行う
散水車		・ 場内における粉じんの発生を防止するため、搬出入道路や場内道路等に散水する

参考：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-13-1】、災害廃棄物対策フォトチャンネルより作成

表 4-11 仮置場での必要な車両・機材（例）（2/3）

車両・機材の名称	写真	用途・特徴等
台貫（トラックスケール）		・ 災害廃棄物の搬入量や搬出量を計量する ・ 特に処理・処分先への搬出量は国庫補助金を申請する上で必須の情報であるため、必ず計量する。
飛散防止ネット		・ 廃棄物の飛散を防止するために設置する
敷鉄板・砂利等		・ 重機の作業や運搬車両の走行時のスタックを防止する ・ 特に水はけが悪い土地は、雨天時にぬかるみが発生しやすいため、車両の走行や重機の稼働箇所には敷設が必要となる
（遮水）シート		・ （遮水）シートやブルーシート等を敷設し、仮置場の水質汚染や土壌汚染を防止する ・ 仮置きした廃棄物にかぶせ、廃棄物の飛散を防止する
案内板・立て看板		・ 運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置などを表示するために設置する
仮囲い		・ 廃棄物の飛散や外部からの侵入（不法投棄、盗難等）を防止するために設置する
出入口ゲート、チェーン、南京錠		・ 外部からの侵入（不法投棄、盗難等）を防止するために、仮置場出入口にゲートを設ける ・ 夜間はゲートを閉めて施錠する

参考：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-13-1】、災害廃棄物対策フォトチャンネルより作成

表 4-11 仮置場での必要な車両・機材（例）（3/3）

車両・機材の名称	写真	用途・特徴等
保護マスク、めがね 手袋安全（長）靴 耳栓		・ アスベスト吸引防止のために保護マスクを装着する ・ 安全対策（危険物対策等）のため、めがね、手袋などを装着して作業を行う
放熱管・温度計		・ 蓄熱による火災を防止するため、放熱管を設置して堆積物内部の熱を放熱する ・ 温度計等を用いて堆積物の温度をモニタリングする
消臭剤		・ 臭気対策として必要に応じ、悪臭の発生源に対して消臭剤等を散布する
殺鼠剤・殺虫剤・防虫剤		・ 害虫対策として必要に応じ、害虫の発生源に散布し、害獣や害虫を駆除する
管理棟		・ 管理事務、会議等を行うための建屋である ・ 必要に応じて緊急時に対応できる避難・誘導設備、通信設備を配置する ・ 来場者や通勤者のための駐車場も併せて整備する

参考：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-13-1】、災害廃棄物対策フォトチャンネルより作成

(2) 資機材の準備

資機材の準備については次に示す。

表 4-12 資機材の準備内容

項目	業務内容	担当
・資機材等	・応急資機材の調達及び確保	消防班
	・災害応急資機材の調達及び借り上げ	建設班
	・応急復旧用資機材、人員の調達と確保	建設班、都市計画班
	・下水道施設応急復旧用資機材 ・人員の調達及び確保	上下水道班
・車両	・救援に必要な車両の調達	財政班
	・車両、燃料の供給	総務班
・バキューム車	・バキューム車の確保、配置、管理	清掃班
・仮設トイレ	・し尿処理及び仮設トイレの設置	清掃班
	・仮設トイレの運営・管理、関係部局との連絡調整	総務班
・物資供給	・トイレトペーパー、ごみ袋、石けん等の供給	清掃班

4-6 収集運搬体制

災害時の収集運搬の主体は本町の清掃班となる。収集運搬の体制について次に示す。

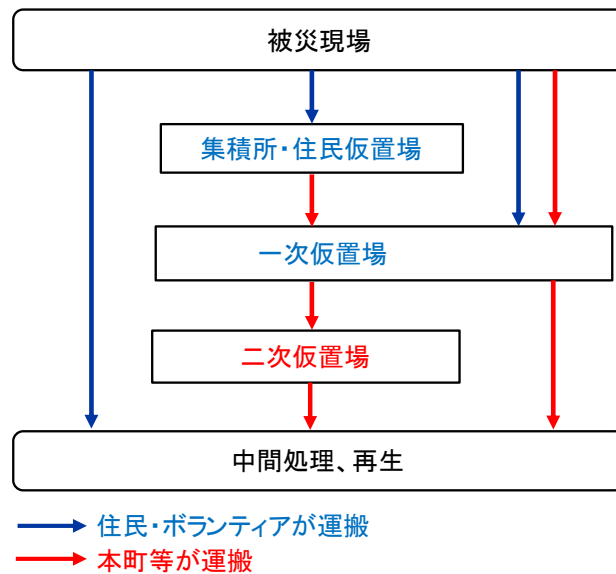


図 4-8 収集運搬の体制図

(1) 災害廃棄物の収集運搬

災害廃棄物の収集運搬は、生活ごみの収集運搬と同様に本町が主体で実施する。災害発生時には、現行体制に基づいた収集運搬を行う。収集運搬の基本方針を次に示す。

- ア 災害廃棄物の収集運搬は、委託業者に協力を要請し、被災現場から速やかに収集・運搬する。収集分担区域、収集運搬ルート等について、委託業者と協議を図る。処理の優先順位を定めて効率的な収集運搬、処理を実施する。
- イ 収集場所は指定の集積所とするが、被災現場の状況に応じて臨時集積所、仮置場を設置し、緊急に収集、処理する必要のある地区から実施する。
- ウ 委託業者だけで収集運搬が困難な場合には、県や関係団体に支援を求め、業務が滞らないよう体制を構築する。なお、緊急を要する被災現場から速やかに収集、運搬できるよう、事前に収集運搬事業者や他自治体との協定を締結する必要がある。

(2) 避難所ごみの収集運搬

避難所ごみの収集運搬については、生活ごみの収集運搬と同様に本町が主体で実施する。収集運搬経路については、平時の収集運搬ルートを基本に、経路の障害や道路啓開の状況に応じて変更する。

(3) 住民仮置場までの収集運搬

住民仮置場については地域住民が排出しやすい場所に設けるため、排出者自ら廃棄物の運搬を行う。

排出者自らが行うことが困難な場合には、排出者が直接地域住民やボランティア等に収集運搬の協力をお願いする。

(4) 一次仮置場までの収集運搬

一次仮置場までの収集運搬は、排出者が自ら行うことを原則とする。

排出者自らが行うことが困難な場合には、下記のとおりを実施する。

- ・本町の許可を受けている事業者へ直接に委託する。
- ・収集運搬の主体となる本町と協議、調整の上で定めた収集・運搬方法に準じて行うものとする。

住民仮置場あるいは集積所に排出された廃棄物については、本町が収集運搬を行う。

(5) 二次仮置場までの収集運搬

二次仮置場までの収集運搬は、本町が行うことを原則とする。

本町が行うことが困難な場合には、協定を締結している民間事業者や、他自治体、県と協議、調整の上で定めた収集・運搬方法に準じて行うものとする。

第5章 仮置場の開設

5-1 仮置場の選定

仮置場の選定・開設は、清掃班、総務班が協力し、実施主体となる。仮置場の運営・管理は、清掃班が担当となる。

仮置場候補地の選定手順を次に示す。

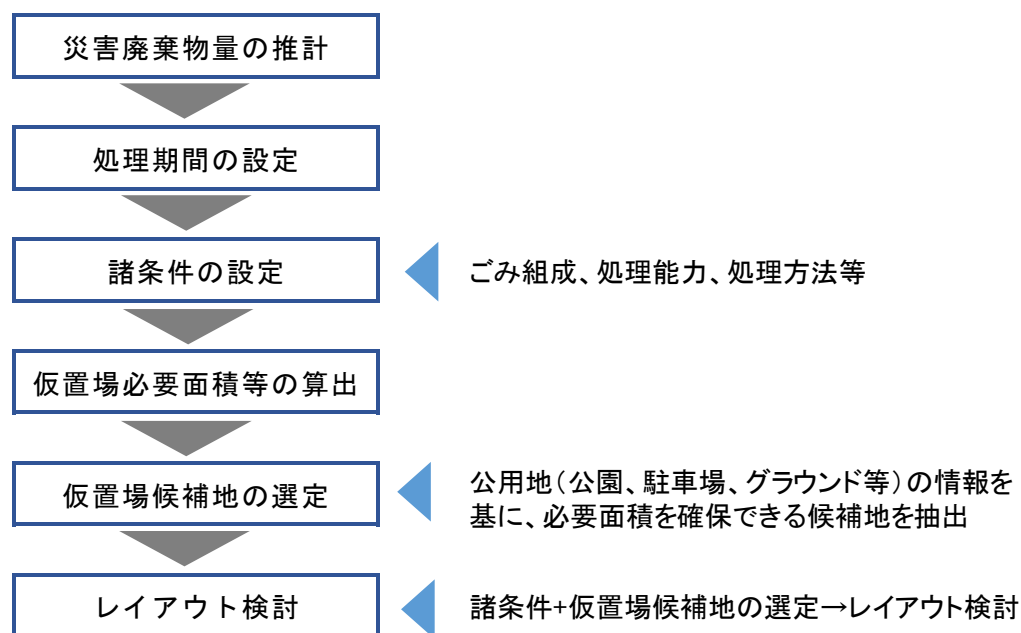


図 5-1 仮置場選定の検討手順

表 5-1 仮置場候補地絞り込みの手順

段 階	方 法	内 容
第1段階： 候補地の抽出	法律・条例の規制及び 規制以外の諸条件による抽出	本町全域の空地等から、法律・条例により土地利用が規制されていない区域や土地を抽出する。 なお、規制がなくても、本町の施策との整合性、自然環境、防災等の諸条件から除くべき区域は対象外とする。
第2段階： 候補地の絞り込み	面積、地形等の物理的 条件による絞り込み	第1段階で抽出された候補地から、必要な面積を確保できる等の物理的条件、地形、地盤、形状、現状の土地利用等も配慮して絞り込む。
選定結果（例）	・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地 ・長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ） ・二次災害や環境、基幹産業への影響が小さい地域等 ・仮設住宅等他の土地利用のニーズの有無	

5-2 仮置場の必要面積

(1) 仮置場の必要面積

仮置場は、本町が設置する。

一次仮置場の必要面積の算出方法を次に示す。この算出方法は、1年程度で全ての災害廃棄物を集め、3年程度で全ての処理を終えることを想定している。また処理期間を通して一定の割合で災害廃棄物の処理が続くことを前提としている。

表 5-2 一次仮置場必要面積の推計方法

$$\text{一次仮置場必要面積(m}^2\text{)} = \text{①} \div \text{②} \div \text{③} \times (1 + \text{④})$$

①一次仮置量 (t) : 災害廃棄物発生量－⑤年間処理量

②見かけ比重 (t/m³) : 可燃物 0.4t/m³、不燃物 1.1t/m³

③積上げ高さ (m) : 5m 以下

④作業スペース割合 : 100%

⑤年間処理量 (t/年) : 災害廃棄物発生量÷⑥処理期間

⑥処理期間 (年) : 3年以内

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 18-2】（環境省、平成 31 年 4 月 1 日改定）

(2) 仮置場の候補地

本町では、井戸沢一般廃棄物最終処分場を一次仮置場として指定している。確保済みの仮置場を次に示す。一次仮置場候補地の面積は 11,860 m²である。

表 5-3 一次仮置場候補地

仮置場候補地
・ 名称：井戸沢一般廃棄物最終処分場
・ 住所：御代田町大字御代田 2712 番地 1
・ 面積：11,860 m ² (1.18ha)

(3) 仮置場のレイアウト

本町の一次仮置場は、災害廃棄物を保管するだけでなく、その後の処理、資源化、処分等の各工程を考慮して廃棄物の品目ごとに区分して仮置きできる場所を設置する必要がある。

二次仮置場は、処理の流れを考慮して、受け入れた災害廃棄物の保管場所、仮設処理施設の配置、処理後の回収物の保管場所を配置する必要がある。

一次仮置場、二次仮置場の配置例を次に示す。ただし、確保した一次仮置場の広さ、形状、出入口の位置、災害廃棄物の量、性状、処理の内容等により異なる場合がある。

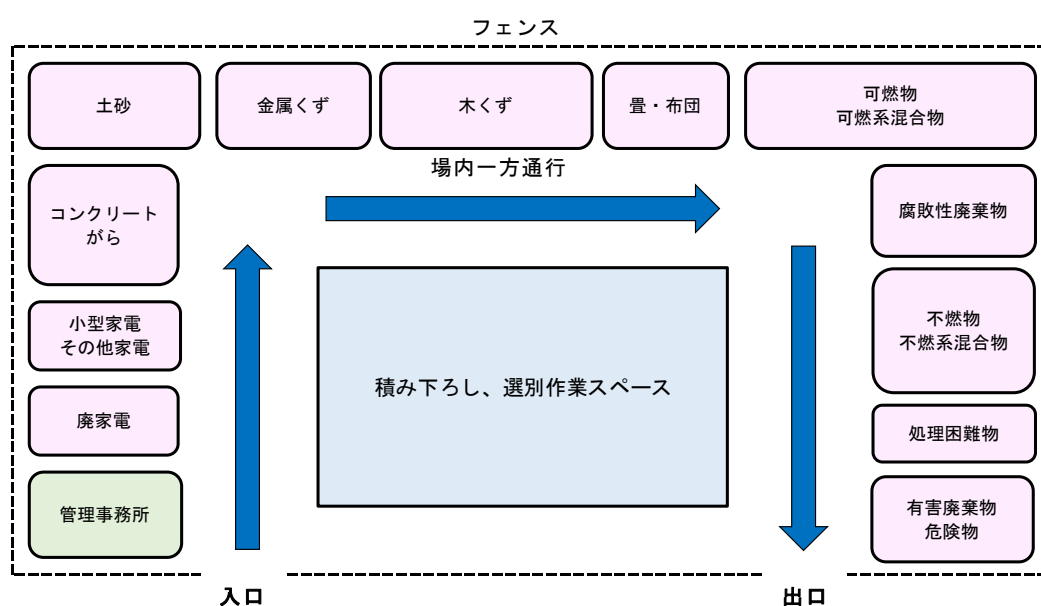


図 5-2 一次仮置場の配置（例）

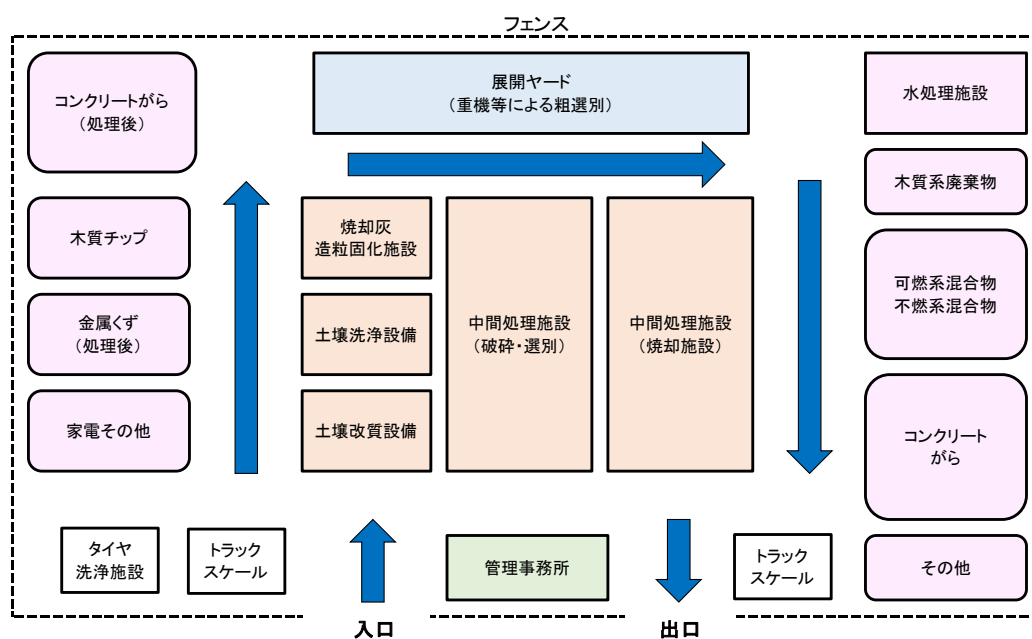


図 5-3 二次仮置場の配置（例）

5-3 仮置場の管理・運営

(1) 仮置場の管理・運営方法

仮置場の管理・運営方法を次に示す。

表 5-4 仮置場の管理・運営方法

項 目	内 容
交通整理	・仮置場に災害廃棄物を搬入する車両による交通渋滞が懸念されるため、仮置場への搬入経路を設定し周知を徹底する。 ・必要に応じ、誘導員による交通整理、搬入車両の誘導等の対応を行う。
搬入路の整備	・搬入路については、大型車がアクセスできるコンクリート、アスファルト、砂利舗装された道路（可能な限り幅 12m 程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。
路盤整備	・仮置場の地盤について、特に土（農地を含む）の上に集積する場合、散水に伴う建設機械の作業性を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」等を確保する。
搬入・搬出管理	・災害廃棄物の作業効率の向上、不法投棄、不適正廃棄を防止するために、管理要員を配置し、搬入・搬出の管理を徹底する。（身分証、搬入申請書の提出ルール化等） ・受入時間、排出方法、場内の利用方法等について周知徹底する。時間外は搬入できないよう措置をする。必要に応じて巡回監視を行う。 ・災害廃棄物量の把握、処理コスト算出の根拠とするため、車両台数、概ねの搬入量、搬出量、処理量、資源化量等を記録し実績把握を行う。
安全管理	・作業員は、安全・衛生面に配慮した服装に加え、粉じんの飛散に備え、防じんマスク、めがね、手袋、安全靴等の着用を義務付ける。 ・場内は原則一方通行とし、渋滞や混乱を避ける。
分別管理	・備品（案内版・立看板、シート等）の確保・備蓄を推進する。 ・種類ごとに区画を設け、見やすく、分かりやすい看板を設置、管理要員による誘導等により分別を徹底する。 ・現状復帰を視野に、処理の進捗を踏まえて区画の見直しを行う。
火災予防	・発火、発熱防止の観点から、高さ 5m 以上積上げを行わない。 ・濡れた畳やマットレスを積上げて保管すると火災の原因になる可能性があるため、乾かしてから保管する。 ・スプレー缶やライター類は火気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となることから、仮置場の山から取り除き別途保管する。重機で踏みつぶさないように注意する。 ・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を 2m 以上設け、面積は 200 m² 以下とする。 ・可能な限り、消火用水や消火器を準備する。

(2) 仮置場の火災予防対策

災害時には、可燃性廃棄物の仮置場における火災予防対策を実施することが重要である。仮置場の火災予防対策を次に示す。

表 5-5 仮置場の火災予防対策

仮置場の火災予防対策
○【仮置場の設置】 仮置場に積上げられる可燃性廃棄物は、高さ5m以下、一山あたりの設置面積を200㎡以下にする。また、積上げられる山と山との離間距離は2m以上とする。また、数週間に1度は～放置しないようにする。 ・堆積高さが5mを超過すると、「内部の発熱速度」>「表面からの放熱速度」となり、蓄熱が促進される危険性があるため。 ・堆積高さ、設置面積、離間距離を適切に管理することで、火災発生時の消火活動が容易になるため。 ○【重機】 ・積上げられた山の上で作業する重機の活動範囲を日単位で変更する（毎日同じ場所に乗らない）。 ○【危険物】 ・ガスボンベ、ライター、灯油缶、バイク等の燃料を含む危険物と電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす可能性のある廃棄物の混在を避ける。 ・これらを含む可能性のある家電・電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物を近接させない。 ・スプレー缶やライター類は火気や可燃物のない風通しの良い場所でガス抜きを行った後、日陰で保管する。 ・鉛蓄電池（自動車、オートバイ等から発生）は火災発生の原因となるので、仮置場の山から取り除き、重機で踏みつぶさないように注意する。 ○【降雨】 ・降雨が繰り返されることによって、廃棄物層内の温度が上昇することが懸念されるため、降雨が多い時期には特に注意を必要とする。 ○【消火活動】 ・万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、可能であれば消火用水や消火器を準備する。 ○【火災予防のモニタリング】 ・最低でも1週間に1度程度は仮置場の山を巡回視察する。 ・表層から1m程度の深さの温度が摂氏75度を超過していたら危険信号。 ・表層から1m程度の深さの一酸化炭素濃度が50ppmを超過していたら危険信号。 ・堆積物から出てくる水蒸気が芳香系の揮発臭がある場合は危険信号。 ・モニタリングは法肩部、小段部分を重点的に調査する。

参考：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 1-14-7】（平成 26 年 3 月、環境省）より作成

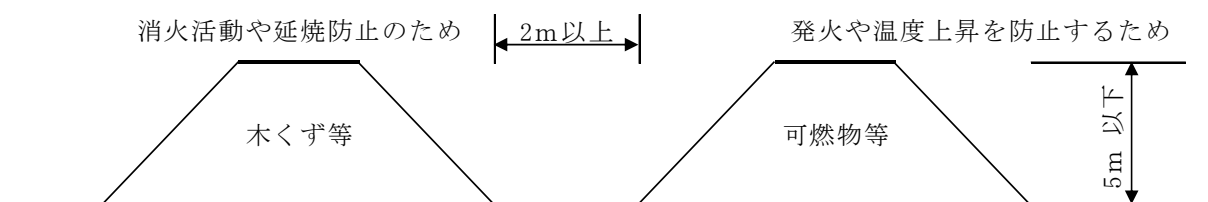


図 5-4 仮置場の火災予防

5-4 環境モニタリング

災害時には、一時的に多量の建物を解体・撤去するほか、災害廃棄物の収集搬入・処理等が行われるため、一次仮置場及びごみ処理施設周辺の住民の生活環境への影響に配慮するとともに、労働災害を防止することを目的に、環境影響を把握し、環境保全対策及び環境モニタリングを実施する必要がある。

仮置場での環境モニタリングの実施（例）を次に示す。

表 5-6 仮置場での環境モニタリングの実施（例）

調査事項	調 査 項 目		頻 度
大気質	排ガス	ダイオキシン類	1 回/年
		窒素酸化物（NO _x ）	6 回/年
		硫黄酸化物（SO _x ）	
		塩化水素（HCl）	
		ばいじん	
	粉じん（一般粉じん）		1 回/月
	石綿（特定粉じん）	作業ヤード	1 回/月
敷地境界			
騒音振動	騒音レベル		2 回/年
	振動レベル		
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数（臭気強度）		1 回/月
水質	水素イオン濃度（pH）		2 回/年
	浮遊物質（SS）、濁度等		
	生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）		2 回/年
	有害物質		
	ダイオキシン類		
	全窒素（T-N）、全リン（T-P）		
その他	有害物質		1 回/900 m ³

第6章 し尿処理計画

6-1 し尿量の推計

(1) し尿収集必要量

し尿については、上下水道施設等が被災することで、平時には下水道や浄化槽で処理されていたし尿も避難所等に設置する仮設トイレから発生することが想定される。

災害によるし尿収集必要量（し尿発生量）の推計方法を次に示す。本町では、災害2日後で約2.4 kL/日のし尿が発生すると想定される。

表 6-1 し尿収集必要量の推計方法

し尿収集必要量＝災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量	
＝(A+B)×h	
A 仮設トイレ必要人数（人）	
＝A1 避難者数＋A2 断水による仮設トイレ必要人数	
A2 断水による仮設トイレ必要人数（人）	
＝【水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）】×上水道機能支障率×1/2	
B 非水洗化区域し尿収集人口（人）	
＝汲取り人口－避難者数×（汲取り人口/総人口）	
h 1人1日平均排出量 1.7L/人・日 ※	
※「災害廃棄物対策指針」に示された1人1日平均排出量（1.7L/人・日）を採用 出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-3】（環境省、令和2年3月31日改定）	

表 6-2 生活排水処理人口の実績

項目	単位	平成30年度
総人口	(人)	15,562
水洗化人口	(人)	14,397
公共下水道人口	(人)	12,472
農業集落排水施設人口	(人)	470
浄化槽人口(合併)	(人)	1,412
浄化槽人口(単独)	(人)	43
非水洗化人口(汲み取り人口)	(人)	1,165

※出典：御代田町生活排水処理基本計画（令和元年11月）

表 6-3 上水道機能支障率（断水率）

給水人口 (人)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率(%)	断水人口 (人)	断水率(%)	断水人口 (人)	断水率(%)	断水人口 (人)	断水率(%)
14,530	3,760	26	480	3	110	1	0	0

出典：第3次長野県地震被害想定調査（平成27年3月、p.618）

表 6-4 し尿収集必要量の推計結果

項目	単位	2日後	1週間後
A1 避難所避難者数	(人)	30	10
A2 断水による仮設トイレ必要人数 ④×⑤×1/2	(人)	216	72
① 水洗化人口	(人)	14,397	14,397
② 水洗化人口/総人口	(%)	92.5	92.5
③ 避難者数×②	(人)	28	9
④ ①－③	(人)	14,369	14,388
⑤ 上水道機能支障率	(%)	3	1
A 仮設トイレ必要人数 A1+A2	(人)	246	82
B 非水洗化人口(避難所避難者以外) ⑥－⑧	(人)	1,163	1,164
⑥ 汲み取り人口	(人)	1,165	1,165
⑦ 汲み取り人口/総人口	(%)	7.5	7.5
⑧ 避難者数×⑦	(人)	2	1
A+B 災害時におけるし尿収集必要人数	(人)	1,409	1,246
h 1人1日平均排出量	(L/人・日)	1.7	1.7
し尿収集必要量 (A+B)×h	(kL/日)	2.4	2.1

(2) 仮設トイレ必要基数

災害時、避難所に避難する住民に加え、断水により自宅の水洗便所が使用できない世帯の住民など必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策が必要と考えられることから災害による仮設トイレ必要基数の推計を行った。災害発生2日後の仮設トイレ必要基数は19基と推計される。仮設トイレ必要基数推計の方式、推計結果を次に示す。

なお、本町は災害用トイレの備蓄を進めている。

表 6-5 仮設トイレ必要基数推計の方式

$$Y = A \div B$$

Y：仮設トイレ必要基数（基）

A：仮設トイレ必要人数（人）

A＝災害時のし尿処理必要人数

B：仮設トイレ設置目安（人／基）

$$B = \text{仮設トイレの容量} \div \text{し尿の1人1日平均排出量} \div \text{収集計画} \\ = 400 \text{ (L/基)} \div 1.7 \text{ (L/人・日)} \div 3 \text{ (日)} \div 80 \text{ (人/基)}$$

・仮設トイレの平均的容量：400 L/基

・し尿の1人1日平均排出量：1.7 L/人・日

・収集計画：3日に1回の収集

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技 14-3】（環境省、令和2年3月31日改定）

表 6-6 仮設トイレ必要基数の推計結果

項目	単位	2日後	1週間後
A 災害時のし尿収集必要人数	(人)	1,409	1,246
B 仮設トイレ設置目安	(人/基)	80	80
Y 仮設トイレ必要基数	(基)	18	16

6-2 し尿の収集運搬計画

(1) 収集運搬体制

災害時のし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬は、平時と同様に排出者が許可業者に委託することを基本とする。

仮設トイレのし尿等については、本町が許可業者に委託して収集運搬を行う。生活に支障が生じることのないよう、収集頻度は3日間に1回を原則とする。

収集運搬能力が不足する場合には、県や協定締結自治体、民間事業者等に協力を求め、し尿等の収集運搬体制を確保する。

(2) 携帯トイレの収集運搬

本町では、災害発生の初動期は携帯トイレの利用を想定し、携帯トイレの備蓄を進めているほか、住民に対しても自助・共助として携帯トイレの備蓄を推奨している。

災害発生の初動期に排出が想定される携帯トイレの収集方法（案）について次に示す。

表 6-7 携帯トイレの収集方法（案）

排出場所	収集方法の概要	留意点
各家庭	- 家庭から排出される可燃ごみと混在で排出してもらい、可燃ごみとしてパッカー車等で収集する。 - 汚物を含んだ携帯トイレが収集の際に破裂して衛生管理上の支障が生じないよう、携帯トイレは可燃ごみ袋のなるべく中心になるよう排出してもらう。 - 収集運搬計画に基づき収集運搬を行う	- 住民への周知徹底が必須である。 - 携帯トイレの破裂により作業員が汚物を被るおそれがあるため、回転盤で巻き込む際は収集車両の外蓋を閉じる。 - 携帯トイレは水分を含んでいるため、破裂により収集車両から公道へ汚物が流れ出してしまうおそれもあるほか、過積載にも留意が必要である。 - 平ボディ車で収集した携帯トイレについても焼却施設で焼却処理する。 - 焼却施設が操業再開しておらず、処理できない場合等については、県及び近隣市町へ支援要請を行う。
避難所	- 避難所ごみの廃棄場所は避難生活を営む空間から離れた場所、携帯トイレの廃棄場所は既設トイレ付近とする。 - 避難所ごみと携帯トイレは別々に排出されるため、収集も分けて実施することを基本とする。	- 携帯トイレのみを収集運搬できる車両の準備が必要であるほか、人力での積み込みが困難な場合は特殊車両（クラム車等）の手配が必要である。 - パッカー車で収集する場合、携帯トイレの破裂により収集車両から公道へ汚物が流れ出してしまうおそれもあるほか、過積載にも留意が必要である。 - 臭気、衛生害虫等避難者の生活環境に配慮する。

6-3 し尿処理方法

(1) し尿処理

災害時において、平時と同様に処理を行うことを基本とする。し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥は、浅麓環境施設組合浅麓汚泥再生処理センター及び御代田町浄化管理センター、農業汚水処理施設にて処理を行っている。

し尿処理施設が被害を受け、稼働できなくなる場合、施設の復旧及びし尿処理状況により判断するが、次のような対応を検討する。

- ①下水処理施設が稼働している場合：清掃班は上下水道班との調整のうえで、下水道が使える範囲で、下水道マンホール投入による下水処理施設での処理を行う。それでも処理が困難である場合は、県（長野県土木部下水道課下水道応援本部や長野県環境部資源循環推進課等）や他市町に支援を要請する。
- ②下水処理施設が稼働していない場合：県や他市町に支援を要請し、処理を行うものとする。

(2) 施設概要

し尿処理施設等の概要を次に示す。

表 6-8 し尿処理施設等の概要（再掲）

生 ご み ・ し 尿 処 理 施 設	施 設 名 称	浅麓環境施設組合浅麓汚泥再生処理センター
	所 在 地	長野県小諸市甲1845番地
	施 設 類	生ごみ・し尿処理施設
	竣 工	平成18年9月（平成26年12月改造）
	処 理 能 力	生ごみ 19t/日 し尿 74kL/日 浄化槽汚泥 49kL/日 下水汚泥 33t/日
	処 理 方 式	高負荷脱窒素処理＋資源化処理（バイオガス発電・肥料）
下 水 処 理 施 設	施 設 名 称	御代田町浄化管理センター
	所 在 地	長野県御代田町大字御代田3029番地1
	施 設 類	下水処理施設
	竣 工	平成8年3月
	処 理 能 力	6,200m ³ /日
	処 理 方 式	汚泥処理：濃縮、脱水、場外搬出 下水処理：オキシデーションディッチ法
農 業 集 落 排 水 施 設	施 設 名 称	草越広戸農業集落排水施設
	所 在 地	長野県北佐久郡御代田町大字広戸276番地1
	施 設 類	農業集落排水処理施設
	竣 工	平成9年12月1日
	処 理 能 力	192m ³ /日
	処 理 方 式	協会-III型

(3) し尿等処理の対応

し尿等の処理の対応を次に示す。

表 6-9 し尿等処理の対応

状況・項目		対応内容
災害発生直後	状況把握	・災害の状況把握 ・定期収集の一時停止の判断、収集体制の構築、交通状況把握 ・処理施設の被災状況の把握及び搬入規制
	処理方針の策定	・情報整理、分析 ・下水道の損害、終末処理場、し尿処理施設等の受入可能状況の確認 ・し尿・浄化槽汚泥等の発生量の推計 ・避難場所等における仮設トイレの設置場所、種類の設定 ・一般ごみとして扱う汚泥の排出方法、排出場所等の設定 ・必要な資機材、人員の確保 ・収集方法、収集ルート等の設定 ・被災地以外の排出方法等の広報
初動期・応急対応期	処理方針の決定	・処理施設の復旧 ・収集方法の決定 ・広域的な処理の検討 ・住民への周知準備
	仮設トイレの設置	・住民からの要請受付 ・仮設トイレの必要性の判断 ・仮設トイレの設置・管理 ・設置場所等の周知
	計画的な収集運搬・処理の実施	・災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的な処理の推進 ・広域的な処理を推進し、処理能力不足を補完 ・支援の受入 ・収集運搬、処理に関する住民への情報提供
	下水道施設の活用	・上下水道班との連絡調整 ・し尿・浄化槽汚泥の処理の可能性の検討 ・下水道への投入の検討
復旧・復興期	計画的な収集運搬・処理の実施	・計画的な収集運搬、処理の継続 ・広域的な処理の継続 ・復旧・復興状況による事業の縮小、平常業務体制の確保
	仮設トイレの撤去	・避難場所、避難所等の状況、仮設トイレの利用状況の確認 ・復旧・復興状況に応じて仮設トイレの撤去 ・仮設トイレ設置場所の原状復帰
	補助金の申請	・災害廃棄物処理事業費の申請 ・廃棄物処理施設災害復旧費の申請

6-4 仮設トイレ

(1) 対応方針

災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて、仮設トイレを設置する等の対策を講じる。

仮設トイレの設置は清掃班、仮設トイレの運営・管理は総務班が行い、仮設トイレから発生したし尿処理は、浅麓環境施設組合浅麓汚泥再生処理センター及び御代田町浄化管理センターにて行うことを原則とする。

仮設トイレの対応方針を次に示す。

- ・下水道施設の速やかな被害状況の把握と応急仮設工事の実施。マンホール浮上や道路陥没等の重大な被害の有無の把握と措置は 24 時間以内に、下水道の機能的被害等については 7 日以内に対応する。
- ・市内の必要箇所への仮設トイレの調整、設置及び公園内の仮設トイレの調整を行う。状況によるが、要請があつてから 3 時間以内に設置を行う。
- ・必要な場合は県へ仮設トイレについて設置の要請を行う。

表 6-10 仮設トイレ等の設置・管理に係る担当

担当	内 容
清掃班	・ 仮設トイレ設置 ・ 仮設トイレの広報 ・ 仮設トイレから発生したし尿の収集運搬・処理 ・ 備蓄供給（バキューム車、トイレットペーパー、石けん、ごみ袋等） ・ 下水道施設の被害状況等の連絡と対応調整
総務班	・ 車両、燃料の供給 ・ 仮設トイレの運営・管理 ・ 仮設トイレ使用による体調不良者への対応 ・ 関係部局との連絡調整

(2) 仮設トイレの設置・管理

仮設トイレの設置・管理について次に示す。

表 6-11 仮設トイレの設置・管理

項 目	内 容
設置	・ 仮設トイレの設置場所 ・ 避難箇所数と避難人員 ・ 仮設トイレの種類別の必要数 ・ 支援地方公共団体等からの応援者、被災者捜索場所、トイレを使用できない被災 ・ 協定締結自治体や民間事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保
安全性	・ 暗がりにならない場所に設置する ・ 夜間照明を個室内・トイレまでの経路に設置する ・ 屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする ・ トイレの固定、転倒防止を徹底する ・ 個室は施錠可能なものとする ・ 防犯ブザー、手すり等を設置する
衛生・快適性	・ 仮設トイレは水洗式と非水洗式があるが、衛生面を考慮すると水洗式が望ましい。ただし、冬季は洗浄水凍結防止の不凍液が必要となる。 ・ 手洗い用の水を確保する。水が十分に確保できない状況では、手指の消毒液を設置する。 ・ 簡易トイレ（携帯トイレ）使用後は、衛生面から保管に留意が必要となる。清掃ルールを作り、きれいな使い方や消毒を徹底する。 ・ 使用済みのトイレットペーパーを便槽に入れずにビニール袋等に分別することで汲取りが必要となるまでの期間を延ばすことができる。 ・ 感染症予防のために、下痢の方専用のトイレを設置する。 ・ 男性用小便器のみの仮設トイレを設置する。 ・ トイレ専用の履物（屋内のみ）を用意する。 ・ トイレの掃除用具や消臭剤、防虫剤を用意する。 ・ 暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する。
女性・子ども	・ トイレは男性用・女性用に分ける ・ 子どもと一緒に入れるトイレを設置する ・ 生理用品の処分用のゴミ箱を用意する ・ 鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する ・ オムツ替えスペース、子ども用便座等を設ける ・ トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する
高齢者・障害者	・ 和式と洋式をバランスよく配備する ・ 使い勝手の良い場所に設置する ・ トイレまでの動線を確保し、トイレの段差を解消する ・ 福祉避難スペース等にトイレを設置する ・ 介助者も入れるトイレを確保する
外国人	・ 外国語の掲示物を用意する（トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等）
その他	・ 多目的トイレの設置 ・ 人口肛門、人口膀胱保有者のための装具交換スペースの確保 ・ 幼児用の補助便座を準備 等

第7章 実行性の確保

7-1 計画の見直し

本計画は「御代田町地域防災計画」及び「一般廃棄物処理基本計画」の改定のほか、国が行う法整備や指針の改定、「長野県地域防災計画」、「長野県災害廃棄物処理計画」の見直し等、災害廃棄物処理に係る新たな課題や経験・知見を踏まえ、本計画の実効性を高めるため必要に応じ見直しを行う。

7-2 人材の育成・確保

災害廃棄物対策を迅速かつ円滑に行うための、本町職員の育成、人材の確保の方針を次に示す。

表 7-1 本町職員の育成、人材の確保の方針

項 目	内 容
教 育	災害廃棄物処理計画の策定・改定を通じて人材の育成を図るとともに、記載内容について、平時から職員に周知し、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育を継続的に行う。
	県、国が開催する災害廃棄物対策に関する研修会へ積極的に参加する。
訓 練	個別の業務マニュアルを作成し、計画で定めた一般廃棄物処理施設における災害時の分別、仮置場の設置、運営及び管理方法等について確認・対応力を向上させるため、ワーキンググループによる検討や訓練等を実施する。
	被災状況を踏まえ、住民の生活環境の保全に最大限配慮しつつ、優先順位をつけて業務が進められるよう、研修会や訓練を行う。
	防災訓練等の機会を通じて、職員や自主防災組織等の住民が仮設トイレの組立てや運用手法を熟知できるよう努める。
人材確保	大規模災害時に退職者やボランティアが迅速に災害廃棄物の処理に関われるよう、災害廃棄物の分別方法や搬出方法、搬出先（一次仮置場）、保管方法等を迅速に説明できる体制を整える。

7-3 災害廃棄物処理事業費補助業務事務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条において、「国は法令に定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。」となっている。

主な災害廃棄物に関する国庫補助金交付制度「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金」の内容を次に示す。本町では国の補助対象となる事業については必要な手続きを行い、補助金を財源として確保する。

表 7-2 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の概要

区分	内 容
対象事業	・市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条に定める海岸保全区域外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。 ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく避難所の開設期間内のもの。
補助対象経費	・労務費 ・自動車、船舶、機械器具の借上料及び燃料費 ・機械器具の修繕費 ・し尿及びごみの処分に必要な薬品費 ・条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合のみ） ・家電リサイクル法にかかるリサイクル券購入費 ・し尿の汲み取り費用 等
対象となる廃棄物	・災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物 - 原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物とする。 ・災害により便槽に流入した汚水 - 維持分として便槽容量の 2 分の 1 を対象から除外する。 ・特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿 - 災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものとする。 ・災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物
対象外の事業	・地方自治法で定める指定都市または指定都市を含む一部事務組合や広域連合内の 1 市町村の事業に要する経費が 80 万円未満のもの。 ・指定都市を除く、市町村及び一部事務組合や広域連合内の 1 市町村の事業に要する経費が 40 万円未満のもの。 ・他の災害復旧事業で補助対象となった事業。 ・国土交通省所管の都市災害復旧事業として実施される堆積土砂排除事業。ただし、連携事業における環境省事業分については対象とする。 ・生活環境の保全上支障があると認め難いものや災害発生以前に不用品であったと認められるもの。 ・他の公共事業により排出された廃棄物や単純な土砂の処理に係るものであって、生活環境保全上の支障が認めがたいもの。 ・災害によって生じた廃棄物であることが写真等の資料により確認できないもの。 ・緊急に処理しなければ著しく支障があると認めがたいもの。 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいて、災害に伴う感染症発生予防、まんえん防止を目的として行われるねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布。 ・海岸管理者が行う場合の漂着流木処理事業。 ・自衛隊等が無償で実施した解体、収集・運搬事業。 ・損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの。 ①港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業 ②官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの ③修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事 ④災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事 ⑤中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する賃貸マンション及び事業所等の解体工事

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（環境省、令和 3 年 2 月改訂）

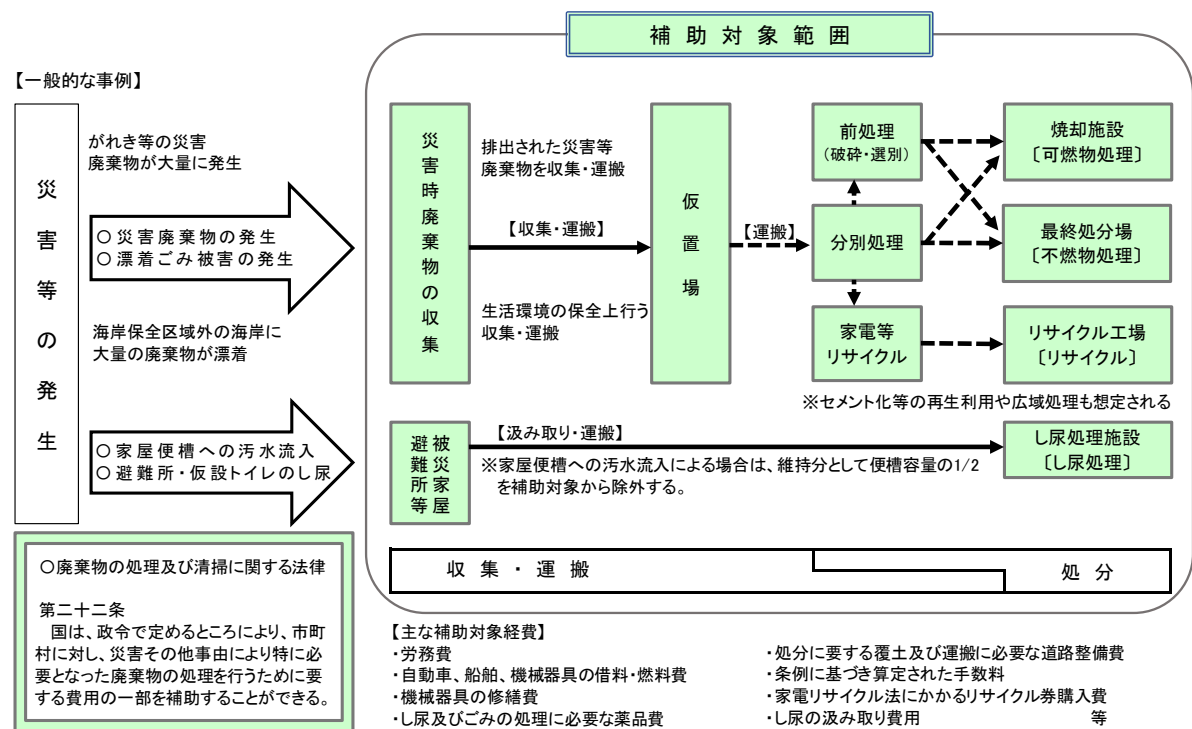


図 7-1 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の補助対象

補助金の交付方法は、「確定払い（精算払い）」、「概算払い（概算交付）」の2つの方法がある。基本的には確定払いが原則となるが、災害規模・態様が甚大または深刻である場合、概算払いによる方法を認める場合がある。それぞれの補助金の支払いまでの手順を図 7-2、図 7-3 に示す。補助金の交付にあたり、会計検査があるため、資料や写真等の記録を会計検査まで保管しておくものとする。

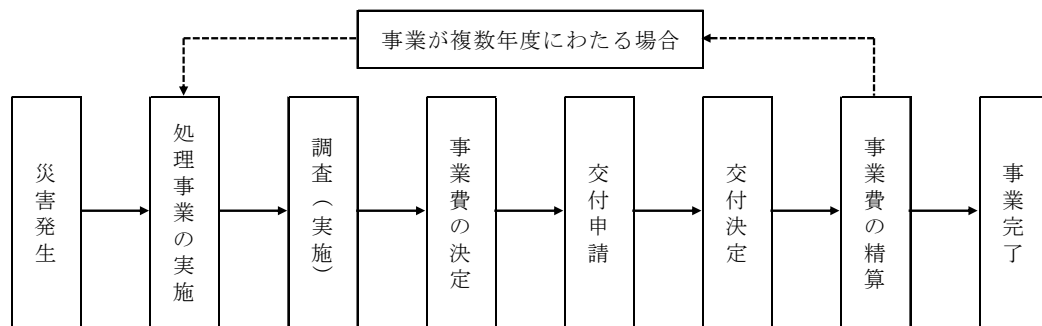


図 7-2 確定払いの場合の手順

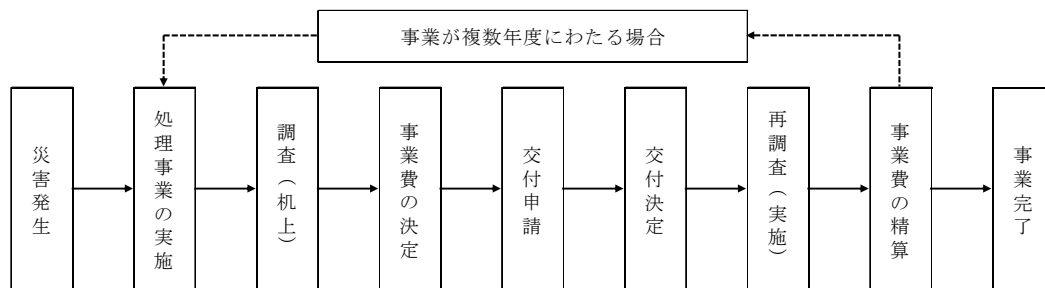


図 7-3 概算払いの場合の手順